

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月25日
【事業年度】	第148期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）
【会社名】	みずほ信託銀行株式会社
【英訳名】	Mizuho Trust & Banking Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 飯盛徹夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目2番1号
【電話番号】	03(3278)8111（大代表）
【事務連絡者氏名】	主計部長 影山泰人
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲一丁目2番1号
【電話番号】	03(3278)8111（大代表）
【事務連絡者氏名】	主計部長 影山泰人
【縦覧に供する場所】	金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)	(自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日)	(自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日)	(自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日)	(自平成29年 4月1日 至平成30年 3月31日)
連結経常収益	百万円	230,126	230,814	234,823	237,362	249,051
うち連結信託報酬	百万円	51,434	51,947	53,324	50,074	54,818
連結経常利益	百万円	75,061	72,355	64,208	65,386	65,366
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	54,167	58,560	40,890	45,353	47,340
連結包括利益	百万円	60,450	144,973	3,674	58,006	65,286
連結純資産額	百万円	462,076	580,304	547,340	583,086	625,653
連結総資産額	百万円	6,650,813	6,910,750	7,383,239	6,793,163	7,019,969
1株当たり純資産額	円	57.91	72.70	68.40	72.97	78.21
1株当たり当期純利益 金額	円	6.84	7.39	5.16	5.73	5.98
潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	6.89	8.32	7.33	8.50	8.81
連結自己資本利益率	%	12.31	11.32	7.32	8.10	7.91
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	826,631	458,467	38,446	149,584	105,201
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	58,061	82,960	337,798	173,270	201,848
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	29,864	46,452	81,489	22,199	22,719
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	947,014	1,446,362	1,664,228	1,660,569	1,734,467
従業員数 [外、平均臨時従業 員数]	人	4,638 [823]	4,684 [894]	4,879 [1,310]	4,843 [1,300]	5,019 [1,311]
信託財産額	百万円	53,918,947	56,980,518	60,114,023	64,614,286	66,001,786

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式がないので記載しておりません。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 連結株価収益率については、当行は株式が非上場であるため、記載しておりません。

5. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち該当する信託業務を営む会社は提出会社1社です。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第144期	第145期	第146期	第147期	第148期
決算年月		平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
経常収益	百万円	192,958	192,718	194,291	198,028	205,671
うち信託報酬	百万円	51,434	51,947	53,324	50,075	54,819
経常利益	百万円	70,635	68,143	58,882	63,075	57,366
当期純利益	百万円	52,297	57,243	40,440	45,482	44,272
資本金	百万円	247,369	247,369	247,369	247,369	247,369
発行済株式総数						
普通株式	千株	7,914,784	7,914,784	7,914,784	7,914,784	7,914,784
優先株式		955,717	955,717	955,717	955,717	955,717
純資産額	百万円	464,548	566,156	541,207	566,071	590,328
総資産額	百万円	6,534,256	6,750,811	7,239,067	6,713,251	6,890,529
預金残高	百万円	2,192,012	2,637,041	3,056,268	3,387,390	3,406,588
貸出金残高	百万円	3,137,852	3,068,451	3,496,313	3,326,296	3,433,750
有価証券残高	百万円	1,837,573	1,887,153	1,492,120	1,253,105	1,091,950
1株当たり純資産額	円	58.69	71.53	68.37	71.52	74.58
1株当たり配当額						
普通株式	円	3.43	3.70	2.59	2.87	3.00
第一回第一種優先株式		-	-	-	-	-
第二回第三種優先株式		-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)						
普通株式	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第一回第一種優先株式		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第二回第三種優先株式		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額	円	6.60	7.23	5.10	5.74	5.59
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	7.10	8.38	7.47	8.43	8.56
自己資本利益率	%	11.79	11.10	7.30	8.21	7.65
配当性向	%	51.91	51.15	50.69	49.94	53.63
従業員数		3,098	3,152	3,240	3,266	3,415
[外、平均臨時従業員数]	人	[672]	[718]	[1,117]	[1,112]	[1,142]
信託財産額	百万円	53,918,947	56,980,518	60,114,023	64,614,286	66,001,786
信託勘定貸出金残高	百万円	1,020,412	985,122	880,933	826,932	770,315
信託勘定有価証券残高	百万円	1,030,666	1,134,120	1,020,148	903,424	317,100

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式がないので記載しておりません。

3. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。

4. 株価収益率については、当行は株式が非上場であるため、記載しておりません。

2【沿革】

大正14年 5月	信託業法に基づき共済信託株式会社の商号にて設立（資本金 3 千万円）
大正14年 6月	大阪本店営業開始
大正15年 2月	商号を安田信託株式会社と改称
昭和 8年 2月	本店を東京に移転
昭和23年 8月	商号を中央信託銀行株式会社と改称、普通銀行業務開始
昭和24年 5月	東京証券取引所へ上場
昭和27年 6月	商号を安田信託銀行株式会社と改称
昭和27年 6月	貸付信託募集開始
昭和36年10月	大阪証券取引所へ上場
昭和53年 2月	安信信用保証株式会社（現会社名 みずほトラスト保証株式会社・連結子会社）を設立
昭和61年 7月	安信住宅販売株式会社（現会社名 みずほ不動産販売株式会社・連結子会社）を設立
昭和62年10月	海外現地法人 Yasuda Bank and Trust Company(U.S.A.)（安田信託U.S.A.）（後に Mizuho Trust & Banking Co.(USA)（米国みずほ信託銀行）に会社名変更）を設立
昭和62年12月	株式会社都市未来総合研究所（現連結子会社）を設立
平成元年 3月	海外現地法人 Yasuda Trust & Banking(Luxembourg)S.A.（ルクセンブルグ安田信託銀行）（現会社名 Mizuho Trust & Banking(Luxembourg)S.A.（ルクセンブルグみずほ信託銀行）・連結子会社）を設立
平成 5年 7月	信託代理店営業開始
平成10年12月	証券投資信託の窓口販売開始
平成11年 3月	株式会社富士銀行を引受先とする第三者割当増資の実施により、同行の子会社となる
平成11年10月	第一勧業富士信託銀行株式会社へ財産管理 3 部門（年金、証券管理、証券代行）の営業ならびに関連する子会社株式を譲渡
平成12年10月	不動産投資顧問業（総合）登録
平成14年 4月	商号をみずほアセット信託銀行株式会社と改称 株式会社富士銀行の保有株式を、株式会社みずほホールディングスの完全子会社である株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行が継承したことにより、同社の子会社となる
平成15年 3月	（旧）みずほ信託銀行株式会社と、当行を存続会社として合併し、商号をみずほ信託銀行株式会社と改称。株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行の保有株式を、株式会社みずほフィナンシャルグループが継承したことにより、同社の子会社となる
平成15年 5月	再生専門子会社 株式会社みずほアセット（連結子会社）を設立
平成16年12月	日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社（現持分法適用関連会社）を、住友信託銀行株式会社（現会社名 三井住友信託銀行株式会社）と共同設立
平成17年10月	株式会社みずほアセットを吸収合併
平成18年 3月	貸付信託募集取り止め
平成20年 4月	日本株主データサービス株式会社（現持分法適用関連会社）を、中央三井信託銀行株式会社（現会社名 三井住友信託銀行株式会社）と共同設立
平成23年 8月	東京証券取引所・大阪証券取引所における上場を廃止
平成23年 9月	株式交換により、株式会社みずほフィナンシャルグループの完全子会社となる
平成27年12月	新設の株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ（現会社名 みずほリアルティ One株式会社）を通じ、シンプレクス不動産投資顧問株式会社（現会社名 みずほ不動産投資顧問株式会社）及び株式会社シンプレクス・リート・パートナーズ（現会社名 みずほリートマネジメント株式会社）（3社いずれも連結子会社）を子会社化
平成28年10月	当行の資産運用部門、DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社及び新光投信株式会社を統合し、アセットマネジメントOne株式会社が発足
平成29年 6月	監査等委員会設置会社へ移行
平成29年12月	Mizuho Trust & Banking Co.(USA)（米国みずほ信託銀行）とMizuho Bank(USA)（米国みずほ銀行）が合併し、合併後の商号はMizuho Bank(USA)（米国みずほ銀行）となる

3【事業の内容】

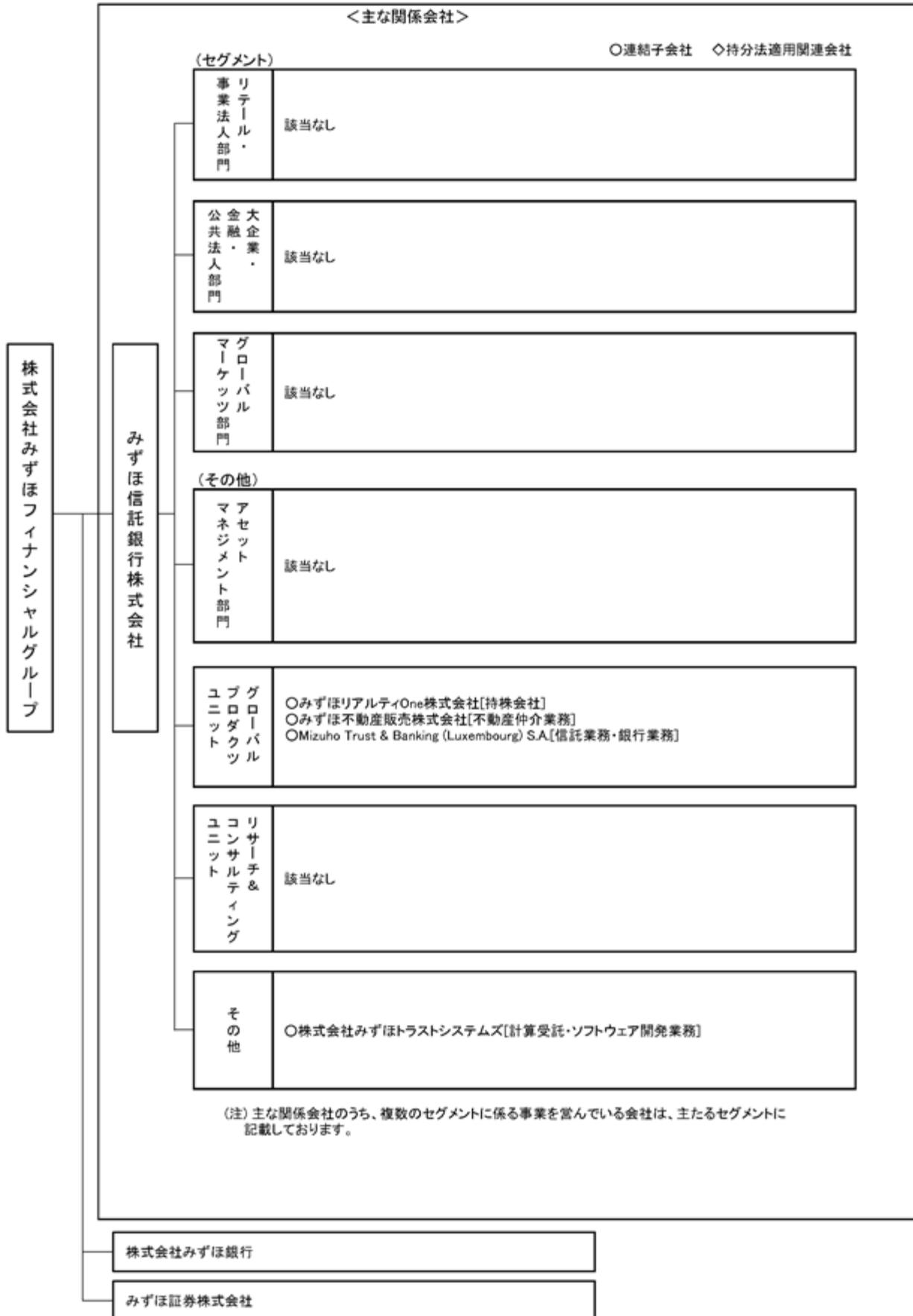
当行は、個人・事業法人・金融法人・公共法人を主要なお客さまとし、信託業務を中心に、銀行業務その他金融サービスをご提供しております。

「みずほフィナンシャルグループ」（以下、当グループ）は、株式会社みずほフィナンシャルグループ、当行を含む連結子会社124社及び持分法適用関連会社19社等で構成され、銀行業務、信託業務、証券業務、その他の金融サービスに係る業務を行っております。

当連結会計年度末における当行の組織を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1(1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げる報告セグメントと同一であります。

事業系統図

(平成30年3月31日現在)



4【関係会社の状況】

(親会社)

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務 提携
株式会社みずほフィ ナンシャルグループ	東京都 千代田区	2,256,548	銀行持株会社	100.0 (-)	1 (1)	-	経営管理 預金取引関係 事務委託関係	不動産賃貸借 関係	-

(連結子会社)

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(リテール・事業法人部門)									
みずほトラスト保証 株式会社	東京都 千代田区	100	信用保証業務	100.0 (-)	2 (-)	-	預金取引関係 業務委託関係	-	-
(グローバルプロダクツユニット)									
株式会社都市未来総 合研究所	東京都 中央区	100	調査・研究業 務	100.0 (91.0)	2 (-)	-	預金取引関係 業務委託関係	-	-
みずほトラストオペ レーションズ株式会 社	東京都 中央区	30	事務代行業務	100.0 (-)	3 (-)	-	業務委託関係	不動産賃貸 関係	-
みずほ不動産投資顧 問株式会社	東京都 中央区	100	投資運用業務 投資助言業務	100.0 (100.0)	3 (-)	-	預金取引関係 業務委託関係	-	-
みずほ不動産販売株 式会社	東京都 中央区	1,500	不動産仲介業 務	100.0 (96.6)	3 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	不動産賃貸 関係	-
みずほリートマネジ メント株式会社	東京都 中央区	50	投資法人資産 運用業務	100.0 (100.0)	3 (-)	-	預金取引関係	-	運用する投資法 人に関し「スポ ンサー・サポー ト契約」を締結
みずほリアルティOne 株式会社	東京都 中央区	100	持株会社	100.0 (-)	3 (-)	-	預金取引関係	-	-
Japan Fund Management (Luxembourg)S.A.	ルクセンブ ルク大公国 ミュンズ バッハ市	千ユーロ 2,500	投資信託管理 業務	100.0 (100.0)	2 (-)	-	-	-	-
Mizuho Trust & Banking (Luxembourg)S.A.	ルクセンブ ルク大公国 ミュンズ バッハ市	千米ドル 105,000	信託業務・銀 行業務	100.0 (-)	3 (-)	-	預金取引関係 業務委託関係	-	-

(連結子会社)

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務 提携
(その他)									
株式会社みずほトラス トシステムズ	東京都 調布市	100	計算受託・ ソフトウェ ア開発業務	50.0 (13.2)	2 (1)	-	預金取引関係 金銭貸借関係 業務委託関係 ソフトウェア プロダクト譲渡	事務機器賃 貸関係	-
みずほトラストビジネ スオペレーションズ株 式会社	東京都 江東区	30	事務代行業 務	100.0 (-)	3 (-)	-	業務委託関係	不動産賃貸 関係	-
みずほトラストリテー ルサポート株式会社	東京都 江東区	30	事務代行業 務	100.0 (-)	2 (-)	-	業務委託関係	不動産賃貸 関係	-

(持分法適用関連会社)

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務 提携
(アセットマネジメント部門)									
日本ベンション・オペ レーション・サービス 株式会社	東京都 中央区	100	年金制度管 理及び事務 執行業務	50.0 (-)	2 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係 業務委託関係	不動産およ び事務機器 賃貸関係	-
(グローバルプロダクツユニット)									
日本株主データサービ ス株式会社	東京都 杉並区	2,000	事務代行業 務	50.0 (-)	2 (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係 業務委託関係	-	-

(注) 1. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループであります。

2. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

3. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成30年3月31日現在

	リテール・ 事業法人部門	大企業・ 金融・公共 法人部門	グローバル マーケティング部門	その他	合計
従業員数 (人)	1,520 [670]	135 [34]	37 [6]	3,327 [601]	5,019 [1,311]

- (注) 1. 従業員数は、連結会社各社において、それぞれ社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員1,298人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当連結会計年度の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成30年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
3,415 [1,142]	38.5	14.8	8,518

	リテール・ 事業法人部門	大企業・ 金融・公共 法人部門	グローバル マーケティング部門	その他	合計
従業員数 (人)	1,507 [666]	135 [34]	37 [6]	1,736 [436]	3,415 [1,142]

- (注) 1. 従業員数は、行外への出向者を除き、行外から受け入れた出向者を含んでおります。また、執行役員24人、嘱託及び臨時従業員1,126人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当事業年度の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。
3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、出向者及び海外の現地採用者を除いて算出しております。
4. 平均勤続年数は、みずほ信託銀行株式会社、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社みずほ銀行、みずほ証券株式会社、みずほ情報総研株式会社の間で転籍異動した者については、転籍元会社での勤続年数を通算しております。
5. 平均年間給与は、3月末の当行従業員に対して支給された年間の給与、賞与及び基準外賃金(株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社みずほ銀行、みずほ情報総研株式会社からの転籍転入者については、転籍元会社で支給されたものを含む。)を合計したものであります。
6. 当行の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当行に在籍する組合員数(出向者を含む。)は3,159人であり、労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

企業理念

当グループは、みずほ として行うあらゆる活動の根幹をなす考え方として、基本理念・ビジョン・みずほ Valueから構成される『みずほ の企業理念』を制定しております。この考え方に基づきグループが一体となって事業運営・業務推進を行うことで、お客さまと経済・社会の発展に貢献し、みなさまに〈豊かな実り〉をお届けしてまいります。

基本理念： みずほ の企業活動の根本的考え方

みずほ は、『日本を代表する、グローバルで開かれた総合金融グループ』として、常にフェアでオープンな立場から、時代の先を読む視点とお客さまの未来に貢献できる知見を磨き最高水準の金融サービスをグローバルに提供することで、幅広いお客さまとともに持続的かつ安定的に成長し、内外の経済・社会の健全な発展にグループ一体となって貢献していく。

これらを通じ、みずほ は、いかなる時代にあっても変わることのない価値を創造し、お客さま、経済・社会に〈豊かな実り〉を提供する、かけがえのない存在であり続ける。

ビジョン： みずほ のあるべき姿・将来像

『日本、そして、アジアと世界の発展に貢献し、お客さまから最も信頼される、グローバルで開かれた総合金融グループ』

1. 信頼No. 1の みずほ
2. サービス提供力No. 1の みずほ
3. グループ力No. 1の みずほ

みずほValue：役職員が共有すべき価値観・行動軸

1. お客さま第一 ~ 未来に向けた中長期的なパートナー ~
2. 変革への挑戦 ~ 先進的な視点と柔軟な発想 ~
3. チームワーク ~ 多様な個性とグループ総合力 ~
4. スピード ~ 鋭敏な感性と迅速な対応 ~
5. 情熱 ~ コミュニケーションと未来を切り拓く力 ~

中期経営計画

当グループは、平成28年度からの3年間を計画期間とする中期経営計画『進化する“One MIZUHO”～総合金融コンサルティンググループを目指して～』を推進しております。

この計画は、従来から推進してきた「お客さま第一（Client-Oriented）」をさらに徹底するとともに、業務高度化・効率化プロジェクトにより「オペレーショナルエクセレンス（卓越した業務遂行力）」を追求することで、「総合金融コンサルティンググループ」という新しいビジネスモデルを構築し、「One MIZUHO戦略」を進化させようとするものです。

資産運用機能やりサーチ&コンサルティング機能を銀行・信託・証券に次ぐ新たな柱として加え、これまで以上にお客さまに最良・最適なサービスを提供し、みずほ への満足度を高めていただくことで、法人のお客さまの持続的な発展や個人のお客さまの安定した未来のためのOnly Oneのパートナーを目指してまいります。

中期経営計画では、このような新しいビジネスモデルを構築することを目指して、5つの基本方針と、それを事業戦略、財務戦略、経営基盤において具体化した10の戦略軸を設定しております。

中期経営計画における みずほ の目指す姿

“ 総合金融コンサルティンググループ ”

～お客さまと社会の持続的成長を支える課題解決のベストパートナー～

5つの基本方針

1. カンパニー制の導入
2. 事業の選択と集中
3. 強靱な財務体質の確立
4. 金融イノベーションへの積極的取組み
5. 強い みずほ を支える人材の活躍促進とカルチャーの確立

10の戦略軸

〔事業戦略〕

グローバルベースでの非金利ビジネスモデルの強化
貯蓄から投資への対応
リサーチ&コンサルティング機能の強化
FinTechへの対応
エリアOne MIZUHO戦略*

〔財務戦略〕

バランスシートコントロール戦略とコスト構造改革
政策保有株式の削減

〔経営基盤〕

次期システムの完遂
人事運営の抜本的改革
強い組織を支えるカルチャーに向けた継続的取組み

* 同一地域における銀行・信託・証券一体でのOne MIZUHO戦略。営業拠点がエリア戦略を主体的に考え実行。

また、本中期経営計画では、以下の項目を財務面の目標の達成状況を測定する指標として掲げております。

One MIZUHO戦略等の競争優位性を活かしながら、事業の選択と集中を図り、「オペレーショナルエクセレンス」の追求等を通じて一層の収益力向上と効率性・品質向上及び経費削減に取り組み、競争環境の変化にも耐えられる強靱な財務基盤の構築を目指します。

資本政策については、安定的な自己資本の充実と着実な株主還元の最適なバランスを引き続き追求いたします。

- ・普通株式等Tier 1 (CET 1) 比率*₁
- ・連結ROE*₂
- ・親会社株主に帰属する当期純利益RORA
- ・グループ経費率*₃
- ・政策保有株式削減額*₄

*₁ バーゼル 完全施行ベース（現行規制を前提）、その他有価証券評価差額金を除く

*₂ その他有価証券評価差額金を除く

*₃ 当行、株式会社みずほ銀行、みずほ証券株式会社、アセットマネジメントOne株式会社、及び、持株会社の主要子会社を合算した粗利経費率

*₄ 国内上場株式、取得原価ベース、平成27年度から平成30年度の累計額

(2) 経営環境

当期の経済情勢を顧みますと、世界経済は、中国経済の持ち直し、ITサイクルの改善、先進国を中心とした企業マインドの改善等を背景に、全体として緩やかな回復が続きました。

米国経済は、雇用・所得環境の改善や株価上昇による資産効果から個人消費が堅調に推移したことや、トランプ政権による減税策への期待から設備投資が増加に転じたこと等を受けて、回復基調が継続しました。こうしたなか、FRB（連邦準備制度理事会）は2017年6月、同9月、2018年3月に利上げを実施し、2017年10月にはバランスシートの縮小を開始する等、金融緩和からの出口戦略を進めました。

欧州経済は、ユーロ高の進行が景気の下押し要因となったものの、フランス大統領選を受けた政治不安の後退から先送りされていた設備投資需要が顕在化したことに加え、雇用の増加を受けた個人消費の拡大が続いたことから、回復が続きました。こうしたなか、ECB（欧州中央銀行）は政策金利を据え置く一方、2017年10月に毎月の資産購入額を半減させることを決定し、金融緩和からの出口戦略に向けて舵を切りました。

アジアでは、中国経済が、金融規制の強化や不動産投機抑制策によって設備投資の低調が続いたものの、2017年秋の党大会に向けた政府による景気下支え策や所得の伸びを背景とした堅調な個人消費、輸出の拡大等が景気を支え、堅調に推移しました。新興国経済については、中国経済の底堅さや輸出の拡大等から、回復基調で推移しました。

日本経済は、海外経済の拡大や内需の堅調な推移から回復基調が続きました。内需については、在庫循環の改善、五輪関連や生産性向上に関わる設備投資の増加、経済対策に伴う公共投資の執行が押し上げ要因となったほか、個人消費も耐久財の買い替えや中小企業を中心とした賃上げの効果から持ち直しを維持しました。こうしたなか、株価は堅調に推移し、為替もみ合いが続いていましたが、2018年2月以降は米長期金利の上昇やトランプ政権による保護主義政策への警戒感から株価が調整に転じ、為替も円高が進行しました。一方、日本銀行による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」のもと、長期金利は0%近傍の低位での推移が続きました。

今後の先行きについては、世界経済は、米国を中心に引き続き回復が期待されますが、下振れリスクは残存しており、米国大統領の政策運営や欧州の政治情勢、中国経済の動向、地政学リスクの高まり等には更なる注視を要する状況となっております。日本経済についても、各種政策の効果による下支えに加え、個人消費や設備投資の拡大により、緩やかな回復が続くことが期待されますが、海外経済の不確実性の高まりには留意する必要があります。

(3) 対処すべき課題

金融機関を取り巻く事業環境は厳しい状況が継続するとともに、大きな構造変化が予想されています。このような環境のなか、10年後を見据えたグループの持続的成長と将来の競争優位性確保に向けて、抜本的構造改革に取り組んでまいります。

テクノロジーのめざましい進展をオープンイノベーションの考えのもとで活用し、金融の枠を超えた他社との協働による新たなビジネス機会の創出も含めたトップライン収益の増強を図るとともに、組織・人員の最適化やチャネルの再構築等にも取り組み、コスト競争力の強化や生産性の向上を図ることで、「One MIZUHO戦略」のさらなる進化を目指してまいります。

平成30年度は、「抜本的構造改革への着手・実行」「中期経営計画の仕上げ」「次期システムの完遂」という3つの重要な課題に対処すべく、「ビジネス構造・基盤の変革に着手し、お客さま第一の再徹底と生産性の抜本的向上による“One MIZUHO戦略”のさらなる進化」を当グループの運営方針とし、以下の事項に重点を置いて、取り組みを進めてまいります。

（「お客さま第一」の徹底を通じた収益力の強化）

お客さまとの接点強化、お客さまのニーズ把握の徹底等を通じて、グループ一体となった「One MIZUHO戦略」をさらに進化させ、課題解決を通じたグループ一体での収益力の強化に取り組んでまいります。また、資産運用関連業務におけるフィデューシャリー・デューティ^{*}の実践に向けた取り組みを進めるとともに、お客さまの声・評価を業務計画フォローのサイクルに取り込み、戦略・施策に反映させてまいります。

^{*} 他者の信認に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広い様々な役割・責任の総称

（事業の選択と集中）

注力分野と縮退分野において、ターゲット先やマーケットを絞った経営資源配分のメリハリを強化することで、限られた経営資源を効果的に活用し、収益力を向上させてまいります。注力分野においては、リスクテイクの領域や深度の拡大に取り組むほか、新規ビジネスや成長領域のビジネス強化に着手してまいります。

(強靱な財務体質の確立)

事業環境の変化の予兆を捉えてバランスシートコントロールを機動的・実効的に行うことで、リスク・リターン
の適正化を図ってまいります。政策保有株式の削減については、中期経営計画で掲げた目標の達成に向けて取り組
んでまいります。

また、「オペレーショナルエクセレンス」への取り組み等を通じた業務プロセスの抜本的見直しや、働き方の見
直しによりコスト構造改革を実現してまいります。

(テクノロジー・データの活用)

グループ全体のデジタルイノベーション戦略の企画・推進機能を強化し、業務プロセス高度化による生産性向
上、ビジネス基盤の刷新、新規ビジネスの創造、の各々の領域において、テクノロジー・データの活用や、他企業
との協働による価値共創に向けた取り組みを推進してまいります。

(人材の活躍促進とカルチャーの変革)

「個」を尊重する人事運営、多様な人材の活躍促進、多様かつ柔軟な働き方を可能とする「働き方改革」、「健
康経営」の取り組み等、「人事運営の抜本的改革」の定着・浸透を図るとともに、社員のチャレンジを促す意識改
革や内向きエネルギーの排除等、カルチャーの変革に向けた取り組みを進めてまいります。

(次期システムの完遂)

最重要・最大規模のシステムプロジェクトとして、万全の態勢のもと、「安全・着実」に完遂するべく取り組ん
でまいります。

[事業戦略]

当グループは、お客さまの属性に応じた銀行・信託・証券等グループ横断的な戦略を策定・推進する5つのカン
パニーと、全カンパニー横断的に機能を提供する2つのユニットを設置し、グループ運営を行っております。

各カンパニー・ユニットの事業戦略は次のとおりです。

(リテール・事業法人カンパニー)

リテール・事業法人カンパニーは、個人・中小企業・中堅企業のお客さまに向けた業務を担当しており、お客さ
まとともに成長する「総合金融コンサルティングカンパニー」を目指しております。

個人のお客さまには、資産運用、資産承継等のコンサルティング提供力の向上に努めていくとともに、先進的な
技術の活用・他社との提携等による、利便性の高いサービスの開発・提供に取り組んでまいります。

中小企業・中堅企業のお客さまには、コンサルティングを起点とした成長戦略支援を通じて、事業の拡大・承
継、海外展開等のニーズや、企業オーナー等の資産承継・運用等のニーズに対し、最適なソリューションをグル
ープ一体で提供してまいります。

(大企業・金融・公共法人カンパニー)

大企業・金融・公共法人カンパニーは、国内の大企業法人・金融法人・公共法人のお客さまに向けた業務を担当
しており、お客さまから最も信頼されるパートナーになることを目指しております。

大企業法人のお客さまには、資金調達・運用、経営・財務戦略等に関するお客さまニーズに対し、シンジケート
ローンや社債引受、M&A等、お客さまごとのオーダーメイド型ソリューションを提供してまいります。

金融法人のお客さまには、財務戦略等に関する助言や各種運用商品の提案、公共法人のお客さまには、公共債の
受託、引受を通じた資金調達支援、指定金融機関業務等、グループ横断的に最適な金融サービスを提供してまい
ります。加えて、日本経済の重要課題である、地方創生に向けた取り組みにも注力してまいります。

(グローバルコーポレートカンパニー)

グローバルコーポレートカンパニーは、海外進出日系企業及び非日系企業等のお客さまに向けた業務を担当して
おり、大きく変わる世界の経済動向・規制動向のなかで、持続的に成長するカンパニーを目指しております。

お客さまの事業への深い理解と、貸出、社債引受等のコーポレートファイナンスの分野での強みを活かし、様々
なソリューションを提供してまいります。

(グローバルマーケットカンパニー)

グローバルマーケットカンパニーは、株式・債券等への投資業務に加え、セールス&トレーディング業務として、個人から機関投資家まで幅広いお客さまのリスクヘッジ・運用ニーズに対して、マーケット商品全般を提供してまいります。

銀行・信託・証券連携による幅広い商品提供力を活かし、アジアトップクラスのグローバルマーケットプレイヤーを目指しております。

(アセットマネジメントカンパニー)

アセットマネジメントカンパニーは、個人から機関投資家まで幅広いお客さまの資産運用ニーズに応じた商品やサービスを提供してまいります。

フィデューシャリー・デューティー*を全うし、個人のお客さまの資産形成を後押しする運用商品の提供や、年金基金等のお客さまの多様化する運用ニーズにお応えするコンサルティング機能の提供等を通じ、お客さまニーズを実現していくことで、国内金融資産の活性化に貢献することを目指しております。

* 他者の信託に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広い様々な役割・責任の総称

(グローバルプロダクツユニット)

グローバルプロダクツユニットは、インベストメントバンキング分野とトランザクション分野において、事業・財務戦略アドバイス、資金調達サポート、国内外為替・決済等のソリューションを提供してまいります。

各カンパニーや銀行・信託・証券等グループ会社間の強固な連携と、高度な専門性を駆使して みずほ の目指す「総合金融コンサルティンググループ」をプロダクツの面から支えることを目指しております。

(リサーチ&コンサルティングユニット)

リサーチ&コンサルティングユニットは、産業からマクロ経済まで深く分析するリサーチ機能と、経営戦略等の幅広い分野にわたるコンサルティング機能に、ITデジタル知見を掛け合わせたソリューションを提供するとともに、みずほ の法人向け会員制サービスを統合し創設したMIZUHO Membership One (MMOne)を展開してまいります。

お客さまや社会の価値創造の“起点”として、顕在的・潜在的な課題を包括的に解決していくことを目指しております。

当行は、当グループにおける各カンパニー・ユニットに対応した組織として、部門・ユニットを設置しており、上記の事業戦略を踏まえ、業務運営を行っております。当行は、銀行・証券に加え、資産運用会社やシンクタンクとも連携を強化し、グループの総力を結集したコンサルティング機能を発揮することで、専門性の高い信託商品・サービスを提供してまいります。

これらの取り組みに加え、リスクアパタイト・フレームワークの高度化や反社会的勢力との取引遮断をはじめとする法令遵守態勢及びガバナンス態勢の強化につきましても引き続き取り組んでまいります。

なお、既に公表しておりますとおり、持株会社の連結子会社である資産管理サービス信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社との間で、経営統合を行う旨の経営統合契約書を締結しております。統合会社は、資産管理業務においてお客さまのあらゆるニーズに幅広くお応えする国内トップの資産管理専門信託銀行を目指してまいります。

また、株式会社みずほ銀行と当行の統合の可能性につきましても、引き続き検討してまいります。

当グループは、SDGs（持続可能な開発目標）*₁等の社会的課題の解決に向けて、CSR（企業の社会的責任）への取り組みを推進することで、社会の持続可能な発展にグループの総力を挙げて貢献し、企業価値のさらなる向上に邁進してまいります。

また、多様なステークホルダーの皆さまとの積極的なコミュニケーションの実践や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会*₂のサポート等を通じて、今後とも一層のブランド価値向上に向けた取り組みを進めてまいります。

* 1 平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年から平成42年までの国際目標

* 2 みずほフィナンシャルグループは、東京2020ゴールド銀行パートナーです

2【事業等のリスク】

当行及び当グループの事業等において、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下のとおりです。本項に含まれている将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものです。

なお、各種リスクの管理態勢等につきましては、有価証券報告書「第4提出会社の状況 6．コーポレートガバナンスの状況等」をご覧ください。

1．財務面に関するリスク

(1) 不良債権処理等に係るリスク

与信関係費用の増加等による追加的損失の発生

当行及び当グループは、相当程度大口の与信先があります。また、与信先の業種については分散に努めておりますが、不動産業、金融・保険業向けの与信の割合が相対的に高い状況にあります。

当行及び当グループは、個々の与信先の信用状態や再建計画の進捗状況を継続的にモニタリングするとともに、個別企業、企業グループや特定業種への与信集中状況等を定期的にモニタリングするポートフォリオ管理を実施しております。また、与信先から差入れを受けている担保や保証の価値についても定期的に検証しております。

しかしながら、国内外の景気動向、特定の業界における経営環境の変化、不動産等の資産価格下落等によっては、想定を超える新たな不良債権の発生、大口与信先の信用状態の急激な悪化、特定の業界の与信先の信用状態の悪化、担保・保証の価値下落等が生じる可能性があります。こうした事象によって、与信関係費用が増加する等追加的損失が発生し、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

貸倒引当金の状況

当行及び当グループは、自己査定基準、償却・引当基準に基づき、与信先の状況、差入れられた担保の価値及び経済動向を考慮した上で、貸倒引当金を計上しております。

償却・引当の計上にあたっては、貸出資産を適正に評価し、市場売却を想定した厳正な担保評価を行っておりますが、国内外の経済情勢の悪化、与信先の業況の悪化、担保価値の下落等により、多くの与信先で貸倒引当金及び貸倒償却等の与信関係費用や不良債権残高が増加する可能性があります。その結果、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 保有資産等の価格変動等に係るリスク

株価下落による追加的損失の発生

当行及び当グループは、国内上場企業の普通株式を中心に、市場性のある株式を保有しております。当行及び当グループでは、「上場株式の政策保有に関する方針」を掲げ、株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与えうることと鑑み、その保有の意義が認められる場合を除き、上場株式を政策保有しないことを基本方針としており、売却を計画的に進めております。しかしながら、これらの保有株式の株価が下落した場合には評価損や売却損が発生する可能性があります。

また、当行及び当グループの自己資本比率の計算においては、自己資本の算出にあたり、保有株式の含み損益を勘案していることから、株価が下落した場合には、自己資本比率が低下する可能性があります。

その結果、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

「上場株式の政策保有に関する方針」及び政策保有株式の保有意義検証等の概要については、株式会社みずほフィナンシャルグループの「コーポレートガバナンスに関する報告書」をご覧ください。

https://www.mizuho-fg.co.jp/company/structure/governance/pdf/g_report.pdf

金利の変動による追加的損失の発生

当行及び当グループは、投資等を目的として国債をはじめとする市場性のある債券等を大量に保有しているため、金利上昇に伴う価格の下落により、評価損や売却損が発生する可能性があります。また、当行及び当グループの金融資産と負債の間では満期等に違いがあるため、金利変動により損失が発生する可能性があります。当行及び当グループは、厳格なリスク管理体制の下、必要に応じて債券の売却や銘柄の入れ替え、デリバティブ取引等によるヘッジを行う等、適切な管理を行っておりますが、金融政策の変更や、財政悪化等によるソブリンリスク顕在化、その他市場動向等により大幅に金利が変動した場合には、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

外国為替相場の変動による追加的損失の発生

当行及び当グループは、資産及び負債の一部を米ドル等の外貨建てで有しております。外貨建ての資産と負債が通貨毎に同額ではなく互いに相殺されない場合には、その資産と負債の差額について、為替相場の変動により円貨換算額が変動し、評価損や実現損が発生する可能性があります。当行及び当グループでは、必要に応じ適切なヘッジを行っておりますが、予想を超える大幅な為替相場の変動が発生した場合には、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

保有資産の市場流動性低下による追加的損失の発生

当行及び当グループは、市場で取引される様々な資産を保有しておりますが、金融市場の混乱等により保有資産の市場流動性が著しく低下し、その結果、保有資産の価値が下落する可能性があります。グローバルな金融市場混乱や経済・金融環境の悪化等により、保有資産の市場流動性が著しく低下した場合には、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

退職給付債務等の変動による追加的損失の発生

当行及び当グループの退職給付費用及び債務は、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しておりますが、株式相場並びに金利環境の急変等により、実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件に変更があった場合には、退職給付費用及び債務が増加する可能性があります。また、当行及び当グループの退職給付制度を改定した場合には、追加的負担が発生する可能性があります。その結果、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産に係る財務上の影響

繰延税金資産については、現行の会計基準に従い、将来の課税所得見積りを合理的に行った上で計上しておりますが、将来の課税所得見積額の変更や税制改正に伴う税率の変更等により、繰延税金資産が減少し、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

ヘッジ目的等の金融取引に係る財務上の影響

ヘッジ目的等で利用するクレジットデリバティブや株式関連デリバティブ等の金融取引については、ヘッジ対象資産と会計上の取扱いや評価方法が異なる場合があります。そのため、市場の変動等により、ある特定の期間において、ヘッジ対象資産の評価が上昇しても、当該金融取引から損失のみが発生する場合があります。当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 自己資本比率に係るリスク

各種リスクの顕在化や自己資本比率規制の変更による自己資本比率への悪影響

当行及び当グループは、事業戦略と一体となったリスクアセット運用計画、資本の効率性並びに本項に示した各種リスクの状況等を踏まえ、適正かつ十分な水準の自己資本比率を維持することに努めておりますが、本項に示した各種リスクの顕在化や自己資本比率算出における計測手法の変更等により自己資本比率が低下する可能性があります。なお、自己資本比率規制において、のれん及びその他の無形固定資産、繰延税金資産、金融機関等の資本調達手段の保有等、調整項目については所定の要件のもとで自己資本から控除されます。かかる規制等により、株式会社みずほフィナンシャルグループや当行を含む当グループの銀行子会社の自己資本の額が減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。

また、日本の銀行の自己資本比率規制はバーゼル銀行監督委員会が設定した枠組みに基づいておりますが、当該枠組みの内容が変更された場合、もしくは金融庁による日本の銀行への規制内容が変更された場合に、その結果として自己資本比率が要求される水準を充足できなくなる可能性があります。例えば、平成22年12月にバーゼル銀行監督委員会は、金融庁が新たに定める自己資本比率規制等の基となるバーゼル テキスト（銀行の自己資本と流動性に係る国際的な基準の詳細を示すもの）を公表し、その枠組みに基づき、金融庁は平成24年3月に自己資本比率規制に関する告示を一部改正しました。この新たな規制は平成25年3月31日から段階的に適用されております。また、バーゼル銀行監督委員会は、平成29年12月に、リスク計測手法等の見直しを行い、バーゼル 規制の最終規則文書を公表しました。当該見直し後の規制は平成34年から段階的に適用される予定です。

さらに当グループは、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）として選定されており、より高い水準の自己資本比率が求められることとなります。G-SIBsのグループは年次で更新され、毎年11月に金融安定理事会（FSB）により公表されます。また、平成27年11月にFSBは、G-SIBsに対して、破綻時の総損失吸収力（TLAC）を求める最終文書を公表しており、G-SIBsは平成31年から一定水準以上の総損失吸収力（TLAC）の維持が求められることとなります。平成28年4月には金融庁が本邦における当該規制に係る枠組み整備の方針を、平成30年4月には同方針の改訂版を公表しています。金融庁は、当該方針において、平成31年3月31日より当グループを本邦TLAC規制の適用対象とする方針であるとしています。

仮に当行及び当グループの自己資本比率が一定基準を下回った場合には、自己資本比率の水準に応じて、金融庁から、資本の増強を含む改善計画や社外流出の制限、さらには総資産の圧縮又は増加の抑制、一部の業務の縮小等の是正措置を求められる可能性があります。加えて、当行を含む当グループの一部銀行子会社は、米国その他の事業を行う諸外国において、自己資本比率規制を受けており、当該規制に抵触した場合には、当行及び当グループの業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 格付に係るリスク

格付引き下げによる悪影響

株式会社みずほフィナンシャルグループや当行等、当グループの一部の会社は、格付機関から格付を取得しております。格付の水準は、当行及び当グループから格付機関に提供する情報のほか、格付機関が独自に収集した情報に基づいています。また、日本国債の格付や日本の金融システム全体に対する評価等の影響も受けているため、常に格付機関による見直し・停止・取下げが行われる可能性があります。

仮に格付が引き下げられた場合には、資金調達コストの上昇や資金調達の困難化、市場関連取引における追加担保の提供、既存取引の解約等が発生する可能性があり、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 資金調達に係るリスク

資金調達が困難となることによる追加的損失の発生

当行及び当グループの資金調達は、主に預金、債券発行及び市場からの調達により行っております。そのため、資金調達の安定性の観点から、市場からの調達上限額の設定や資金繰りの状況に応じた対応方針の策定等、厳格な管理を行っております。

しかしながら、当行及び当グループの業績や財務状況の悪化、格付の低下や風説・風評の流布等が発生した場合、あるいは国内外の景気悪化、金融システム不安や金融市場の混乱等により資金流動性が低下した場合には、資金調達コストの増加や、外貨資金調達等に困難が生じることがあり、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

2. 業務面等に関するリスク

(1) 業務面に関するリスク

当行及び当グループの戦略、施策が奏効しないリスク

当行及び当グループは、平成28年5月に発表した、平成28年度から平成30年度までの3年間を対象期間とする当グループの中期経営計画等、様々な戦略や施策を実行しております。

しかしながら、こうした戦略や施策が実行できない、あるいは、たとえ戦略や施策が実行できた場合でも当初想定した成果の実現に至らない可能性、本項に示した各種リスクの顕在化又は経済環境の変化等により発表した数値目標を達成できない可能性があります。

なお、当グループの中期経営計画の内容につきましては、有価証券報告書「第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご覧ください。

業務範囲の拡大等に伴う新たなリスクの発生による悪影響

当行及び当グループは、総合金融コンサルティンググループとして、銀行業・信託業・証券業をはじめとする様々な業務を行っております。さらに、お客様のニーズの高度化や多様化、ないしは規制緩和の進展等に応じた新たな業務分野への進出や各種業務提携、資本提携を実施しております。当行及び当グループは、こうした新たな業務等に伴って発生する種々のリスクについても適切に管理する体制を整備しております。しかしながら、想定を超えるリスクが顕在化すること等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

法令違反等の発生による悪影響

当行及び当グループは、国内において事業活動を行う上で、会社法や独占禁止法等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、銀行法、金融商品取引法、信託法、信託業法等の金融関連法令諸規制の適用、さらには金融当局の監督を受けております。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用とともに金融当局の監督を受けております。

当行及び当グループは、法令諸規制が遵守されるよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底や法務リスク管理等を行っておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。

今後、仮に法令違反等が発生した場合には、行政処分やレピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

事務リスクの顕在化による悪影響

当行及び当グループは、幅広い金融業務において大量の事務処理を行っております。これらの多様な業務の遂行に際して、役職員による過失等に起因する不適切な事務が行われることにより、損失が発生する可能性があります。

当行及び当グループは、各業務の事務取扱を明確に定めた事務手続を制定するとともに、事務処理状況の定期的な点検を行っており、さらに本部による事務指導の強化や管理者の育成、システム化等を推進しておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。今後、仮に重大な事務リスクが顕在化した場合には、損失の発生、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

システムリスクの顕在化による悪影響

当行及び当グループは、勘定系・決済系等の巨大なコンピュータシステムを保有しており、国内外の拠点をはじめ、お客さまや各種決済機構等のシステムとグローバルなネットワークで接続されています。当行及び当グループは、日頃よりシステムの安定稼働の維持に努めるとともに、重要なシステムについては、原則としてバックアップを確保する等、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定しております。また、当行及び当グループは、お客さまへのサービス提供力の向上等を目的に、次期勘定系システムへの移行に取り組んでおりますが、新システムへの移行にあたっては、移行期間中、オンラインサービスを複数回にわたり臨時休止する等、安全・着実な移行に万全を期す観点から、段階的に進めていく予定としております。

しかしながら、過失、事故、サイバー攻撃、システムの新規開発・更新等により重大なシステム障害が発生し、こうした対策が有効に機能しない可能性があります。システムリスクの顕在化が発生した場合には、情報の流出、誤作動、業務の停止及びそれに伴う損害賠償、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

サイバー攻撃等による悪影響

当行及び当グループが保有する多くのシステムは、国内外の拠点をはじめ、お客さまや各種決済機構等のシステムと、グローバルなネットワークで接続されております。当行及び当グループは、サイバー攻撃の高度化・裾野拡大を踏まえて、サイバーセキュリティ対策を経営の重要課題と認識し、経営主導のもと、サイバーセキュリティ戦略を策定しています。

Mizuho-CIRT^{*1}を中心に、高度なプロフェッショナル人材を配置し、統合SOC^{*2}等による監視、ウイルス解析、多層的防御等の態勢強化に努めるとともに、人材育成、サプライチェーン対策、お客さまの意識啓発にも注力しております。

しかしながら、こうした強化策が奏功せず、サイバー攻撃によるサービス停止、データ改ざん、情報漏えい、不正送金が発生した場合には、それに伴う損害賠償、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

*1 Cyber Incident Response Team

*2 Security Operation Center

個人情報等の漏洩等の発生による悪影響

当行及び当グループは、多数の法人・個人のお客さまの情報を保有しているほか、様々な内部情報を有しております。特に、個人情報については、情報の漏洩や不正なアクセスを防止するため、個人情報保護法の下で、より厳格な管理が要求されております。当行においても情報管理に関するポリシーや事務手続等を策定しており、役職員等に対する教育・研修等により情報管理の重要性の周知徹底、システム上のセキュリティ対策等を行い、外部委託先についても同様に情報管理態勢を監督しておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。今後、仮に重要な情報が外部に漏洩した場合には、損害賠償、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

人事上のリスクの顕在化による悪影響

当行及び当グループは、多数の従業員を雇用しており、日頃より有能な人材の確保や育成等に努めております。しかしながら、十分な人材を確保・育成できない場合には、当行及び当グループの競争力や効率性が低下し、業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) その他のリスク

財務報告に係る内部統制の構築等に関するリスク

株式会社みずほフィナンシャルグループは、ニューヨーク証券取引所上場企業であり、当グループは、米国サーベンス・オクスリー法に準拠した開示体制及び内部統制の強化を行っております。同法により、同社経営者及び監査法人はそれぞれ同社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、その評価結果をForm20-Fにより報告することが求められています。

また、金融商品取引法においても、株式会社みずほフィナンシャルグループは、同社の経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価、及び経営者評価に対する監査法人の意見を内部統制報告書及び内部統制監査報告書により報告することが求められています。

当行及び当グループは、上記に従い財務報告に係る内部統制の構築を行っており、評価の過程で発見された問題点は速やかに改善するべく努力しております。しかしながら、改善が間に合わない場合や、経営者が内部統制を適正と評価したとしても監査法人は不適正とする場合があり、その場合、当行及び当グループの財務報告の信頼性に悪影響を及ぼす可能性があります。

訴訟に関するリスク

当行及び当グループは、国内外において銀行業務・信託業務を中心に様々な業務を行っておりますが、こうした業務を行うにあたり、損害賠償請求訴訟等の提起を受ける可能性があります。また、そうした訴訟の動向によっては、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

リスク管理の方針及び手続が有効に機能しないリスク

当行及び当グループは、リスク管理の方針及び手続に則りリスク管理の強化に注力しております。しかしながら、急速な業務展開に伴い、リスクを特定・管理するための方針及び手続が、必ずしも有効に機能するとは限りません。また、当行及び当グループのリスク管理手法は、過去の市場動向に基づいている部分があることから、将来発生するリスクを正確に予測できるとは限りません。当行及び当グループのリスク管理の方針及び手続が有効に機能しない場合、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

米国国務省によりテロ支援国家と指定された国に所在する者との取引に関するリスク

米国法上、米国人は、米国国務省によりテロ支援国家と指定された国（イラン、スーダン、シリア、北朝鮮。以下、「指定国」という。）と事業を行うことが一般的に禁止されており、当行及び当グループは、関係する米国法を遵守する態勢を整備しております。但し、米国外の拠点において、関係法令の遵守を前提に、顧客による輸出入取引に伴う貿易金融やコルレス口座の維持等、指定国に関連する業務を限定的に行っております。なお、当グループにおいては、イランに駐在員事務所を設置しています。指定国に係るこれらの業務は、当行及び当グループ全体の事業、業績及び財務状態に比し小規模であり、また、関係する日本及び米国の法令を遵守する態勢を整備しております。

指定国が関与する取引に関わる規制は今後強化もしくは改定されていく可能性があり、当行及び当グループの法令遵守態勢が米国における規制に十分対応できていないと米国政府に判断された場合には、当行及び当グループの業務運営に悪影響を及ぼすような、米国政府による何らかの規制上の措置の対象となる可能性があります。また、顧客や投資家を失う、ないしは当行及び当グループのレピュテーションが毀損することで、当行及び当グループの事業又は株式会社みずほフィナンシャルグループの株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

3. 信託業務に関するリスク

信託業務における損失発生による悪影響

当行は、信託商品のうち一部の合同運用指定金銭信託等について元本補てん契約を結んでおります。これらの元本補てん契約のある信託商品につきましては、元本の損失発生を避けるべく慎重な運用を行うとともに、厳格なリスク管理体制を構築しております。

しかしながら貸倒れ又は投資損失等の結果、元本補てん契約のある信託勘定において元本に損失が生じた場合、当行は補てんのための支払いをする必要があり、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、元本補てん契約のない信託勘定において、受託者の過失等により損失等が生じた場合、当行は損失補てんを行う必要があり、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

4. 金融諸環境等に関するリスク

金融経済環境の変化による悪影響

当行及び当グループは、日本国内の各地域及び米国や欧州、アジア等の海外諸国において幅広く事業を行っております。日本やこれらの国、地域における経済状況が悪化した場合、あるいは、金融市場の著しい変動等が生じた場合には、当行及び当グループの事業の低迷や資産内容の悪化等が生じる可能性があります。昨今、米国大統領の政策運営や欧州の政治情勢、中国経済の動向、地政学的リスクの高まり等、金融経済環境は不透明な状況が続いておりますが、今後、これらのリスクの顕在化等の影響により経済状況の悪化や金融市場の著しい変動等が生じた場合には、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

法令諸規制の改正等による悪影響

当行及び当グループは、国内において事業活動を行う上で、会社法、独占禁止法や会計基準等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、自己資本比率規制を含む銀行法、金融商品取引法、信託法、信託業法等の金融関連法令諸規制の適用を受けております。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用も受けております。

これらの法令諸規制は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、商品・サービスの提供の制限や、追加でのシステム開発負担につながる等、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

金融業界の競争激化による悪影響

当行及び当グループは、国内外の大手金融機関やノンバンク等との激しい競争環境に晒されています。また、昨今は様々なテクノロジー（いわゆるFinTech）の進展により業種の垣根を越えて多くの企業による金融領域への新規参入が相次ぐ等、当行及び当グループを取り巻く競争環境はますます激化する可能性があります。さらに、先の金融危機以降進められてきた金融規制改革により、競合他社との戦略の差別化が難しくなり、特定のビジネスにおける競争環境が激化していく恐れもあります。当行及び当グループが、競争に十分対応することができない場合には、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、競争激化等に伴い、金融業界において金融機関の再編が進み、当行及び当グループの競争力や株式会社みずほフィナンシャルグループの株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

災害等の発生による悪影響

当行及び当グループは、国内外において店舗、事務所や電算センター等の施設等を保有しておりますが、このような施設等は常に地震や台風等の災害や犯罪等の発生による被害を受ける可能性があります。また、新型インフルエンザ等感染症の流行により、当行及び当グループの業務運営に支障が生じる可能性があります。当行及び当グループは、各種緊急事態を想定したコンティンジェンシープランを策定し、バックアップオフィスの構築等、緊急時における態勢整備を行っておりますが、被害の程度によっては、当行及び当グループの業務の一部が停止する等、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、平成23年3月に発生した東日本大震災のような大規模な災害に起因して、景気の悪化、多数の企業の経営状態の悪化、株価の下落等が生じる可能性があります。その結果、当行及び当グループの不良債権及び与信関係費用が増加したり、保有株式や金融商品等において売却損や評価損が生じること等により、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

風説・風評の発生による悪影響

当行及び当グループの事業は預金者等のお客さまや市場関係者からの信用に大きく依存しております。そのため、当行及び当グループや金融業界等に対する風説・風評が、マスコミ報道・市場関係者への情報伝播・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合には、お客さまや市場関係者が当行及び当グループについて事実と異なる理解・認識をされる可能性があります。当行及び当グループは、こうした風説・風評の早期発見に努めるとともに、その影響度・拡散度等の観点から適時かつ適切に対応することで、影響の極小化を図るよう努めておりますが、悪質な風説・風評が拡散した場合には、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況、ないしは株式会社みずほフィナンシャルグループの株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当行グループ（当行、連結子会社及び持分法適用関連会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という）の状況は以下のとおりと分析しております。

なお、本項における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであり、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

1．経営成績等の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

みずほフィナンシャルグループの収益状況は、連結経常利益が前連結会計年度比449億円増加して7,824億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は同269億円減少して5,765億円となりました。当行グループにつきましては以下のとおりです。

[損益の状況]

連結経常収益は、信託関連業務手数料の増加等を主因に前連結会計年度比116億円増加し2,490億円となりました。

連結経常費用は、国債等債券売却損の増加等により、前連結会計年度比117億円増加し1,836億円となりました。

この結果、連結経常利益は前連結会計年度比ほぼ横ばいの653億円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比19億円増加し473億円となりました。

[金利・非金利収支の状況]

金利収支の状況

資金利益は、前連結会計年度比11億円増加し313億円となりました。

非金利収支の状況

信託報酬は、前連結会計年度比47億円増加し548億円となりました。役務取引等利益は、前連結会計年度比46億円増加し662億円となりました。

(1) 経営成績の分析

[損益の状況]

前連結会計年度及び当連結会計年度における損益状況は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
連結粗利益	1,519	1,469	50
資金利益	301	313	11
信託報酬	500	548	47
うち信託勘定与信関係費用	-	-	-
役務取引等利益	615	662	46
特定取引利益	11	8	2
その他業務利益	89	63	153
営業経費	1,077	1,062	14
不良債権処理額 (含：一般貸倒引当金繰入額)	0	0	0
貸倒引当金戻入益等	11	30	19
株式等関係損益	274	293	18
持分法による投資損益	0	0	0
その他	75	77	2
経常利益 (+ + + + +)	653	653	0
特別損益	17	8	8
税金等調整前当期純利益 (+)	636	645	8
税金関係費用	172	162	10
当期純利益 (+)	463	482	18
非支配株主に帰属する当期純損益	10	9	1
親会社株主に帰属する当期純利益 (+)	453	473	19
包括利益	580	652	72
与信関係費用 (+ +)	11	30	19

(注) 費用項目は 表記しております。

連結粗利益

連結粗利益は前連結会計年度比50億円減少し1,469億円となりました。項目ごとの収支は以下のとおりです。

(資金利益)

資金利益は、前連結会計年度比11億円増加し313億円となりました。

(信託報酬)

信託報酬は、前連結会計年度比47億円増加し548億円となりました。

(役務取引等利益)

役務取引等利益は、前連結会計年度比46億円増加し662億円となりました。

(特定取引利益・その他業務利益)

特定取引利益は、前連結会計年度比2億円減少し8億円となりました。その他業務利益は、国債等債券売却損益の減少等により、前連結会計年度比153億円減少し63億円の損失となりました。

営業経費

営業経費は、前連結会計年度比14億円減少し1,062億円となりました。

不良債権処理額及び貸倒引当金戻入益等(与信関係費用)

与信関係費用(含む不良債権処理額及び貸倒引当金戻入益等)は、貸倒引当金戻入益等の増加等により、前連結会計年度比19億円減少し30億円の戻り益となりました。

株式等関係損益

株式等関係損益は、株式等派生商品収益の増加等により、前連結会計年度比18億円増加し293億円の利益となりました。

持分法による投資損益

持分法による投資損益は、0億円の利益となりました。

その他

その他は、77億円の損失となりました。

経常利益

以上の結果、経常利益は、前連結会計年度比ほぼ横ばいの653億円となりました。

特別損益

特別損益は、8億円の損失となりました。

税金等調整前当期純利益

以上の結果、税金等調整前当期純利益は前連結会計年度比8億円増加し645億円となりました。

税金関係費用

税金関係費用は、162億円(損失)となりました。

当期純利益

以上の結果、当期純利益は、前連結会計年度比18億円増加し482億円となりました。

非支配株主に帰属する当期純損益

非支配株主に帰属する当期純損益(利益)は、前連結会計年度比1億円減少し、9億円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益(包括利益)

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比19億円増加し473億円となりました。また、包括利益は、前連結会計年度比72億円増加し652億円の利益となりました。

資金運用 / 調達 の 状況

種類	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)			当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)		
	平均残高 (億円)	利息 (億円)	利回り (%)	平均残高 (億円)	利息 (億円)	利回り (%)
資金運用勘定	66,299	405	0.61	63,918	442	0.69
うち貸出金	34,344	257	0.74	33,469	253	0.75
うち有価証券	11,675	125	1.07	10,154	140	1.38
うちコールローン及び買入手形	76	0	0.88	173	2	1.53
うち債券貸借取引支払保証金	2,232	0	0.00	2,339	0	0.00
うち預け金	17,570	20	0.11	16,902	19	0.11
資金調達勘定	66,912	103	0.15	66,572	129	0.19
うち預金	32,954	12	0.03	34,836	13	0.03
うち譲渡性預金	2,847	0	0.02	3,149	0	0.01
うちコールマネー及び売渡手形	11,386	7	0.06	8,090	8	0.10
うち売現先勘定	653	9	1.50	645	13	2.02
うち債券貸借取引受入担保金	4,102	14	0.36	2,865	24	0.87
うち借入金	3,488	9	0.26	4,047	22	0.55

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

役務取引の状況

種類	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
役務取引等収益	893	974	81
うち信託関連業務	628	687	59
役務取引等費用	277	312	35

- 参考 -

損益状況(単体)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
業務粗利益	1,210	1,145	65
資金利益	295	310	14
信託報酬	500	548	47
うち信託勘定与信関係費用	-	-	-
役務取引等利益	313	343	30
特定取引利益	11	8	2
その他業務利益	89	66	155
経費(除:臨時処理分)	806	823	17
実質業務純益 (除:信託勘定与信関係費用)	404	321	83
臨時損益	225	252	26
うち不良債権処理額 (含:信託勘定与信関係費用)	0	0	0
うち貸倒引当金戻入益等	8	29	20
うち株式等関係損益	302	293	9
経常利益	630	573	57
特別損益	17	7	9
当期純利益	454	442	12

与信関係費用	8	29	20
--------	---	----	----

(注) 費用項目は 表記しております。

[セグメント情報]

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるセグメント情報の概要は、以下のとおりです。

なお、詳細につきましては、第5経理の状況、1.連結財務諸表等、(1)連結財務諸表の(セグメント情報等)に記載しております。

報告セグメントごとの業務粗利益及び業務純益の金額に関する情報

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		比較	
	金額(億円)		金額(億円)		金額(億円)	
	業務粗利益	業務純益	業務粗利益	業務純益	業務粗利益	業務純益
リテール・事業法人部門	495	45	534	29	39	16
大企業・金融・公共法人部門	597	333	681	407	84	74
グローバルマーケット部門	261	205	175	117	86	88
その他	166	41	79	97	87	56
みずほ信託銀行(連結)	1,519	451	1,469	397	50	54

(注)業務粗利益は、信託勘定償却前の計数であり、業務純益は、信託勘定償却前及び一般貸倒引当金繰入前の計数であります。

(2)財政状態の分析

前連結会計年度及び当連結会計年度における財政状態のうち、主なものは以下のとおりです。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
資産の部	67,931	70,199	2,268
うち有価証券	12,329	11,042	1,286
うち貸出金	33,229	34,092	863
負債の部	62,100	63,943	1,842
うち預金	34,324	34,751	426
うち譲渡性預金	3,276	4,721	1,445
純資産の部	5,830	6,256	425
株主資本合計	4,731	4,978	246
その他の包括利益累計額合計	1,044	1,212	168
非支配株主持分	54	65	11

[資産の部]

有価証券

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
有価証券	12,329	11,042	1,286
国債	4,983	4,107	876
地方債	29	16	12
社債	663	712	48
株式	2,444	2,408	35
その他の証券	4,209	3,797	411

有価証券は、国債が減少したこと等により、前連結会計年度末比1,286億円減少し、1兆1,042億円となりました。

貸出金

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
貸出金	33,229	34,092	863

- 参考 - (単体)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
貸出金	33,262	34,337	1,074
中小企業等貸出金 *	14,584	15,400	816
うち消費者ローン	1,104	948	155

* 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であり、

貸出金は3兆4,092億円と、前連結会計年度末比863億円増加しております。

また、当行単体の貸出金残高は3兆4,337億円と、前事業年度末比1,074億円増加しております。

当行単体の中小企業等貸出金残高は、前事業年度末比816億円増加し1兆5,400億円、うち消費者ローンは同155億円減少し948億円となっております。

貸出金のうち連結ベースのリスク管理債権額（銀行勘定及び元本補てん契約のある信託勘定合算）は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破綻先債権	0	0	0
延滞債権	73	62	10
3ヵ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	77	18	58
合計	150	81	68

貸出金*	33,353	34,204	850
------	--------	--------	-----

* 銀行勘定及び元本補てん契約のある信託勘定合算

貸出金に対する割合(%)	0.45	0.23	0.21
--------------	------	------	------

当連結会計年度末の連結ベースのリスク管理債権残高は、貸出条件緩和債権の減少を主因に前連結会計年度末比68億円減少し、81億円となりました。

貸出金に対するリスク管理債権の割合は、0.23%となっております。

- 参考 - 資産の査定

当行は、銀行勘定及び信託勘定について資産の査定を行っております。

銀行勘定の資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。））、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分するものであります。

信託勘定の資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分するものであります。

区分及び各々の金額は、次のとおりです。

1．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2．危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3．要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4．正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

債権の区分	前事業年度 (平成29年3月31日)		当事業年度 (平成30年3月31日)	
	銀行勘定	信託勘定	銀行勘定	信託勘定
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	12	-	8	-
危険債権	31	28	24	28
要管理債権	65	-	10	-
正常債権	33,418	95	34,523	83

国内・海外別業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前連結会計年度 (平成29年3月31日)		当連結会計年度 (平成30年3月31日)	
	金額(億円)	構成比(%)	金額(億円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	33,176	100.00	34,072	100.00
製造業	4,756	14.34	4,671	13.71
鉱業、採石業、砂利採取業	21	0.07	22	0.07
建設業	343	1.04	348	1.02
電気・ガス・熱供給・水道業	2,431	7.33	2,691	7.90
情報通信業	1,251	3.77	1,251	3.67
運輸業、郵便業	2,133	6.43	2,159	6.34
卸売業、小売業	1,693	5.10	1,697	4.98
金融業、保険業	2,349	7.08	2,795	8.21
不動産業	10,727	32.33	11,149	32.72
物品賃貸業	2,708	8.17	2,570	7.55
各種サービス業	597	1.80	563	1.65
地方公共団体	40	0.12	35	0.10
政府等	1,863	5.62	2,101	6.17
その他	2,257	6.80	2,014	5.91
海外及び特別国際金融取引勘定分	52	100.00	19	100.00
政府等	3	6.13	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	49	93.87	19	100.00
合計	33,229		34,092	

(注) 1. 「国内」とは、当行(特別国際金融取引勘定分を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外及び特別国際金融取引勘定分」とは、当行の特別国際金融取引勘定分及び海外連結子会社であります。

[負債の部]
預金

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
預金	34,324	34,751	426
譲渡性預金	3,276	4,721	1,445

- 参考 - (単体)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
預金(国内)	33,734	33,976	241
個人	10,063	10,651	587
一般法人	13,409	11,781	1,627
金融機関・政府公金	10,262	11,543	1,281

* 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

預金は、定期預金が増加したこと等により、前連結会計年度末比426億円増加し、3兆4,751億円となりました。また、譲渡性預金は、前連結会計年度末比1,445億円増加し、4,721億円となりました。

なお、当行単体の預金者別預金残高は、個人が前事業年度末比587億円の増加、一般法人が同1,627億円の減少、金融機関・政府公金が同1,281億円の増加となっております。

[純資産の部]

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
純資産の部合計	5,830	6,256	425
株主資本合計	4,731	4,978	246
資本金	2,473	2,473	-
資本剰余金	155	155	-
利益剰余金	2,102	2,348	246
その他の包括利益累計額合計	1,044	1,212	168
その他有価証券評価差額金	957	1,000	42
繰延ヘッジ損益	16	16	0
為替換算調整勘定	15	13	2
退職給付に係る調整累計額	54	182	127
非支配株主持分	54	65	11

当連結会計年度末の純資産の部合計は、前連結会計年度末比425億円増加し、6,256億円となりました。主な変動は以下のとおりです。

利益剰余金は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上等により、前連結会計年度末比246億円増加し、2,348億円となりました。

その他有価証券評価差額金は、前連結会計年度末比42億円増加し、1,000億円となりました。

(3) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、提出会社1社です。

信託財産の運用 / 受入状況 (信託財産残高表 / 連結)

資産				
科目	前連結会計年度 (平成29年3月31日)		当連結会計年度 (平成30年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	826,932	1.28	770,315	1.17
有価証券	903,424	1.40	317,100	0.48
信託受益権	48,201,745	74.60	49,697,336	75.30
受託有価証券	290,689	0.45	307,896	0.47
金銭債権	4,939,175	7.64	4,741,840	7.18
有形固定資産	6,383,434	9.88	6,876,726	10.42
無形固定資産	326,024	0.51	340,307	0.51
その他債権	738,501	1.14	912,190	1.38
銀行勘定貸	1,272,149	1.97	1,134,182	1.72
現金預け金	732,209	1.13	903,890	1.37
合計	64,614,286	100.00	66,001,786	100.00

負債				
科目	前連結会計年度 (平成29年3月31日)		当連結会計年度 (平成30年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	19,765,871	30.59	20,889,820	31.65
年金信託	3,391,830	5.25	3,145,273	4.76
財産形成給付信託	3,891	0.01	4,249	0.01
投資信託	16,168,525	25.02	15,985,056	24.22
金銭信託以外の金銭の信託	1,456,080	2.25	1,552,611	2.35
有価証券の信託	7,866,868	12.18	8,241,241	12.49
金銭債権の信託	3,815,400	5.90	3,746,957	5.68
土地及びその定着物の信託	340,393	0.53	362,071	0.55
包括信託	11,800,163	18.26	12,069,244	18.28
その他の信託	5,260	0.01	5,260	0.01
合計	64,614,286	100.00	66,001,786	100.00

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2. 共同信託他社管理財産 前連結会計年度392,866百万円、当連結会計年度288,314百万円。なお、共同信託他社管理財産には、職務分担型共同受託方式による信託財産の該当はありません。

貸出金残高の状況（業種別貸出状況）（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度 （平成29年3月31日）		当連結会計年度 （平成30年3月31日）	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
情報通信業	-	-	250	0.03
金融業、保険業	156,326	18.90	152,174	19.76
不動産業、物品賃貸業	7,328	0.89	39,583	5.14
地方公共団体	7,350	0.89	6,711	0.87
その他	655,926	79.32	571,596	74.20
合計	826,932	100.00	770,315	100.00

有価証券残高の状況（末残・構成比）

	前連結会計年度 （平成29年3月31日）		当連結会計年度 （平成30年3月31日）	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国債	430,828	47.69	280,420	88.43
社債	413,763	45.80	13,539	4.27
株式	2,165	0.24	807	0.26
その他の証券	56,666	6.27	22,332	7.04
合計	903,424	100.00	317,100	100.00

元本補てん契約のある信託の運用 / 受入状況（末残）

金銭信託

科目	前連結会計年度 （平成29年3月31日）	当連結会計年度 （平成30年3月31日）
	金額（百万円）	金額（百万円）
貸出金	12,455	11,217
有価証券	2	2
その他	746,404	820,049
資産計	758,863	831,269
元本	758,734	831,144
債権償却準備金	38	34
その他	90	90
負債計	758,863	831,269

（注）1．信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2．リスク管理債権の状況

前連結会計年度

貸出金12,455百万円のうち延滞債権額は2,876百万円であります。

当連結会計年度

貸出金11,217百万円のうち延滞債権額は2,823百万円であります。

(4) 自己資本比率に関する分析

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては先進的計測手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国際統一基準）

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
連結総自己資本比率(/)	19.47%	20.28%	0.81%
連結Tier 1比率(/)	18.73%	20.05%	1.32%
連結普通株式等Tier 1比率(/)	18.73%	19.99%	1.26%
連結における総自己資本の額	4,849	5,052	203
連結におけるTier 1資本の額	4,664	4,994	330
連結における普通株式等Tier 1資本の額	4,664	4,979	315
リスク・アセットの額	24,895	24,905	9
連結総所要自己資本額	1,991	1,992	0

総自己資本の額は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加等により、前連結会計年度末比203億円増加し、5,052億円となりました。一方、リスク・アセットの額は、前連結会計年度末比9億円増加し、2兆4,905億円となりました。この結果、連結総自己資本比率は前連結会計年度末比0.81ポイント上昇し、20.28%となりました。

(5) キャッシュ・フローの状況

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年 4月1日 至平成30年 3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,495	1,052	443
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,732	2,018	285
財務活動によるキャッシュ・フロー	221	227	5

営業活動によるキャッシュ・フローは、コールマネー等が増加した一方、債券貸借取引受入担保金や信託勘定借の減少等により1,052億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得、売却及び償還等の結果2,018億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いにより227億円の支出となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末比738億円増加し1兆7,344億円となりました。

2. 生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

トラストラウンジ開設工事、既存店舗の改装工事、各種移転工事のほか、経年劣化に伴う設備更新を実施しました。

その結果、当連結会計年度の設備投資額は、約14億円となりました。

なお、経営者が各セグメントの資産情報を資源配分や業績評価のために使用することはないことから、セグメント別資産情報を作成しておりません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(1) みずほ信託銀行

平成30年3月31日現在

	会社名	店舗名	所在地	設備の内容	土地		建物	動産等	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
当行	-	本店 ほか32拠点	東京地区	店舗・ 事務所	16.72	68	3,679	2,249	5,998	2,534
		横浜支店 ほか16拠点	関東地区(除 く東京地区)	店舗・ 事務所	2,309.83	1,623	1,354	221	3,199	278
		札幌支店	北海道地区	店舗	-	-	0	13	13	40
		仙台支店	東北地区	店舗	-	-	89	18	107	38
		新潟支店 ほか1店	北陸・甲信越 地区	店舗	538.75	346	839	53	1,238	54
		名古屋支店 ほか2店	東海地区	店舗	-	-	170	39	209	87
		大阪支店 ほか3店	大阪地区	店舗	-	-	159	104	263	183
		神戸支店 ほか1店	近畿地区(除 く大阪地区)	店舗	-	-	129	28	157	67
		大阪支店 高松営業部	四国地区	店舗	-	-	9	5	15	5
		広島支店 ほか1店	中国地区	店舗	-	-	137	29	167	53
		福岡支店 ほか2店	九州・沖縄 地区	店舗	-	-	118	33	151	76
		川崎ハイツ ほか14ヶ所	関東地区ほか	寮・社 宅・厚生 施設	18,734.22	7,147	2,917	6	10,070	-

(2) その他(連結子会社)

平成30年3月31日現在

	会社名	店舗名	所在地	設備の内容	土地		建物	動産等	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
国内連 結子会 社	みずほ不動産 販売株式会社 ほか8社	本社ほか	東京地区ほか	店舗・ 事務所	4,052.00	1,022	1,245	1,284	3,553	1,455
海外連 結子会 社	Mizuho Trust & Banking Co. (Luxembourg) ほか1社	本社	欧州	事務所	-	-	-	54	54	149

(注) 1. 年間賃借料は建物を含め7,770百万円(税抜)であります。

2. 動産等には、リース資産を含めて記載しております。

そのうち動産は、事務機械1,240百万円、その他2,270百万円であります。

3. 当行グループでは、経営者が各セグメントの資産情報を資源配分や業績評価のために使用することはないことから、セグメント別資産情報は作成しておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,699,086,424
第一種優先株式	155,717,123
第三種優先株式	800,000,000
第四種優先株式	400,000,000
第五種優先株式	400,000,000
第六種優先株式	400,000,000
計	15,854,803,547

(注) 当行定款には「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定めております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,914,784,269	同左	-	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式 (注)1.
第一回第一種 優先株式 (注)2.	155,717,123	同左	-	(注)1. (注)3. (注)4.
第二回第三種 優先株式 (注)2.	800,000,000	同左	-	(注)1. (注)5. (注)6.
計	8,870,501,392	同左	-	-

(注)1. 当行の株式は、定款において単元株式数の定めは無く、全部の種類別の株式のいずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を要する旨を定めております。

2. 第一回第一種優先株式および第二回第三種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

3. 第一回第一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質等

(1) 第一回第一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

(イ) 普通株式の株価の下落により、第一回第一種優先株式の取得比率が上方に修正される旨の条項があり、かかる条項に従い修正がなされた場合には、同優先株式の取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加することがある。

(ロ) 取得比率の修正の基準および頻度

) 修正の基準

$$\text{修正後取得比率} = \frac{500\text{円}}{\text{時価}}$$

上記算式で使用する時価は、取得比率修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

) 修正の頻度

1年に1度(平成12年7月1日以降平成30年7月1日までの毎年7月1日)

(八) 取得比率の上限

6.098

- (2) 第一回第一種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第一回第一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

- (3) 当行の株券の売買に関する事項についての第一回第一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

4. 第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

本優先株式の議決権については、下記(4)「議決権条項」に記載するとおりであり、剰余金の配当および残余財産の分配に関しては普通株式に優先する代わりに、議決権に関してはこれを制限する内容としております。

(1) 優先配当金

(イ) 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年6円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

(ロ) 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対し優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主に対し優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(二) 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき3円25銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 取得請求権

(イ) 取得請求期間

平成11年7月1日から平成31年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(ロ) 当初取得比率

当行が本優先株式を取得するのと引換えに、1株につき当初取得比率4.464により普通株式を交付することを請求できる。

(ハ) 取得比率の修正

当初取得比率は、平成12年7月1日以降平成30年7月1日まで毎年7月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により算出される取得比率(以下「修正後取得比率」という。)に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{500\text{円}}{\text{時価}}$$

ただし、上記計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回る場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とし、また、修正後取得比率が6.098(ただし、下記(二)に準じて調整される。以下「上限取得比率」という。)を上回る場合には、上限取得比率をもって修正後取得比率とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日の間に、下記(二)に定める取得比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は下記(二)に準じて調整される。

(二) 取得比率の調整

今後当行が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の事情が生じた場合には、取得比率を次に定める算式により調整する（以下「調整後取得比率」という。）。

ただし、算出された比率が、上限取得比率を上回る場合には、上限取得比率をもって調整後取得比率とする。

$$\text{調整後取得比率} = \frac{\text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時価}}}{1}$$

(ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得した本優先株式と引換えに、当行は次の算式により計算される普通株式を交付する。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = 優先株主が取得請求のため提出した本優先株式数 × 取得比率

(4) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金の議案が定時株主総会に提出されないとき（ただし、事業年度終了後定時株主総会までに優先配当金を受ける旨の株主総会または当行定款の規定に基づく取締役会の決議がなされた場合を除く。）はその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の株主総会または当行定款の規定に基づく取締役会の決議ある時までは議決権を有する。

(5) 株式の併合または分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わず、また優先株主には株式無償割当てを行わない。当行は、優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は同順位とする。

(7) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め

設けておりません。

5. 第二回第三種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質等

(1) 第二回第三種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

(イ) 普通株式の株価の下落により、第二回第三種優先株式の取得比率が上方に修正される旨の条項があり、かかる条項に従い修正がなされた場合には、同優先株式の取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加することがある。

(ロ) 取得比率の修正の基準および頻度

) 修正の基準

$$\text{修正後取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価}}$$

上記算式で使用する時価は、取得比率修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

) 修正の頻度

1年に1度（平成15年7月1日以降平成30年7月1日までの毎年7月1日）

(ハ) 取得比率の上限

3.311

(2) 第二回第三種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第二回第三種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

(3) 当行の株券の売買に関する事項についての第二回第三種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

6. 第二回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

本優先株式の議決権については、下記(4)「議決権条項」に記載するとおりであり、剰余金の配当および残余財産の分配に関しては普通株式に優先する代わりに、議決権に関してはこれを制限する内容としております。

(1) 優先配当金

(イ) 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年1円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

(ロ) 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対し優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主に対し優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(ニ) 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき75銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき150円を支払う。優先株主に対しては、上記150円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 取得請求権

(イ) 取得請求期間

平成14年7月1日から平成31年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(ロ) 当初取得比率

当初取得比率は、下記算式により算出される。

$$\text{当初取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

ただし、当初取得比率の上限を6.098とする。

上記算式で使用する時価は、平成14年7月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

(ハ) 取得比率の修正

当初取得比率は、平成15年7月1日以降平成30年7月1日まで毎年7月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により算出される取得比率（以下「修正後取得比率」という。）に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価}}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

なお、上記45取引日の間に、下記(ニ)に定める取得比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は下記(ニ)に準じて調整される。

上記にかかわらず、上記算式による計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回ることとなる場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とし、また修正後取得比率が上記計算の時価を当初取得比率を算出した時に用いた時価の75%に相当する額を用いた比率（ただし、下記(ニ)に準じて調整される。以下「上限取得比率」という。）を上回ることとなる場合には、上限取得比率をもって修正後取得比率とする。

(二) 取得比率の調整

今後当行が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の事情が生じた場合には、取得比率(上限取得比率を含む。)を次に定める算式により調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得した本優先株式と引換えに、当行は次の算式により計算される普通株式を交付する。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = 優先株主が取得請求のため提出した本優先株式数 × 取得比率

(4) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金の議案が定時株主総会に提出されないとき(ただし、事業年度終了後定時株主総会までに優先配当金を受ける旨の株主総会または当行定款の規定に基づく取締役会の決議がなされた場合を除く。)はその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の株主総会または当行定款の規定に基づく取締役会の決議ある時までは議決権を有する。

(5) 株式の併合または分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わず、また優先株主には株式無償割当てを行わない。当行は、優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は同順位とする。

(7) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め

設けておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第一回第一種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成30年1月1日から 平成30年3月31日まで)	第148期 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	-	155,717,123
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	949,563,016
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	(注)
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

(注) 平成24年2月23日付で優先株主からの取得請求に基き、第一回第一種優先株式数に対して取得比率6.098で算出された普通株式数を交付しています。

第二回第三種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成30年1月1日から 平成30年3月31日まで)	第148期 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	-	800,000,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	1,938,400,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	(注)
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

(注) 平成24年2月23日付で優先株主からの取得請求に基き、第二回第三種優先株式数に対して取得比率2.423で算出された普通株式数を交付しています。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 (注)1.～(注)3.	普通株式 2,888,567,440 優先株式 -	普通株式 7,914,784,269 優先株式 955,717,123	66	247,369	66	15,505

- (注)1.平成23年4月1日から平成24年3月31日までに、新株予約権の行使により、普通株式の発行済株式総数が1,518,000株、資本金および資本準備金がそれぞれ66,012千円ずつ増加しております。
- 2.平成23年9月1日付で普通株式913,576株を消却し、普通株式の発行済株式総数が913,576株減少しております。
- 3.平成24年2月23日付で優先株主からの取得請求に基づき、第一回第一種および第二回第三種の各種優先株式全株合計955,717,123株を取得し、それと引換えに普通株式2,887,963,016株を交付しております。これにより、普通株式の発行済株式総数は2,887,963,016株増加しております。

(5)【所有者別状況】

普通株式

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(株)	-	-	-	7,914,784,269	-	-	-	7,914,784,269	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

第一回第一種優先株式

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	1	1	-
所有株式数(株)	-	-	-	-	-	-	155,717,123	155,717,123	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	100.00	100.00	-

(注) 自己株式155,717,123株を、「個人その他」に記載しております。

第二回第三種優先株式

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	1	1	-
所有株式数(株)	-	-	-	-	-	-	800,000,000	800,000,000	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	100.00	100.00	-

(注) 自己株式800,000,000株を、「個人その他」に記載しております。

(6)【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	7,914,784,269	100.00
計	-	7,914,784,269	100.00

(注) 当行は、自己株式として第一回第一種優先株式155,717,123株および第二回第三種優先株式800,000,000株の計955,717,123株を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い株主は以下のとおりであります。

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	7,914,784,269	100.00
計	-	7,914,784,269	100.00

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 955,717,123	-	優先株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載されております。(注)1.
第一回第一種優先株式	155,717,123	-	
第二回第三種優先株式	800,000,000	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,914,784,269	7,914,784,269	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式(注)1.
単元未満株式	-	-	(注)2.
発行済株式総数	8,870,501,392	-	-
総株主の議決権	-	7,914,784,269	-

(注)1. 当行定款第7条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当会社の全部の種類株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

2. 上記の各種類の株式について、単元株式数の定めはありません。

【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 「発行済株式」の議決権制限株式および完全議決権株式の区分としての自己株式等について該当事項はありません。このほか無議決権株式の区分において、各種優先株式955,717,123株を自己株式として所有しています。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	955,717,123	-	955,717,123	-

(注) 上記の保有自己株式数はいずれも、第一回第一種優先株式155,717,123株、第二回第三種優先株式800,000,000株を合計したものであります。

3【配当政策】

当行は、信託銀行としての公共性を十分に認識し、財務の健全性を確保する観点から内部留保の充実に意を用いつつ、業績等を勘案の上、株主への利益還元を行うことを基本方針としております。

こうした方針のもと、当事業年度の普通株式の配当金につきましては、期末配当として年1回、1株につき3円(年間)といたしました。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化および将来の事業発展のための原資として活用して参ります。

なお、定款に従い、剰余金の配当を、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることとしております。

また、当行定款第46条に「当会社の配当金の基準日は、毎年3月31日および毎年9月30日とする(本定款において、毎年9月30日を基準日として行う剰余金の配当を中間配当という。)」旨規定しております。

(注) 当事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成30年5月14日 取締役会	普通株式	23,744	3.00

また、当行は銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。

4【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5【役員 の 状況】

男性13名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

略歴の記載における用語の定義は、以下の通りであります。

F G : 株式会社みずほフィナンシャルグループ、 B K : 株式会社みずほ銀行、

C B : 株式会社みずほコーポレート銀行、 S C : みずほ証券株式会社

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長	-	中野 武夫	昭和31年 6月28日生	平成19年4月 B K 執行役員 小舟町支店長 平成21年4月 F G 常務執行役員 リスク管理グループ長 兼 コンプライアンス統括グループ長 兼 財務・主計グループ担当 平成22年4月 同 常務執行役員 財務・主計グループ長 平成22年4月 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー 取締役社長(平成24年4月まで) 平成22年6月 F G 常務取締役 財務・主計グループ長 平成23年4月 同 常務取締役 財務・主計グループ長 兼 IT・システム・事務グループ担当 平成24年4月 同 取締役(平成24年6月まで) 平成24年4月 B K 副頭取執行役員 内部監査部門長 平成24年4月 同 取締役副頭取 内部監査部門長 平成25年4月 当行 取締役社長 平成29年4月 同 取締役会長(現職)	平成30年 6月から 1年	-
取締役社長 (代表取締役)	-	飯盛 徹夫	昭和35年 9月12日生	平成23年4月 F G 執行役員 経営企画部長(平成25年4 月まで) 平成23年6月 B K 執行役員 経営企画部長(平成25年4 月まで) 平成24年4月 C B 執行役員 経営企画部長 平成25年4月 F G 常務執行役員 リテールバンキングユ ニット長 B K 常務執行役員 リテールバンキングユ ニット長 C B 常務執行役員 みずほ銀行リテールバ ンキングユニット連携担当 平成26年4月 B K 常務執行役員 営業店業務部門長 兼 証券・信託連携推進部担当役員 平成27年4月 同 常務執行役員 営業店業務部門長 平成28年4月 F G 常務執行役員 リテール・事業法人カ ンパニー特定業務担当役員 B K 常務執行役員 リテール・事業法人部 門共同部門長 平成29年4月 当行 取締役社長(現職)	平成30年 6月から 1年	-
取締役副社長 (代表取締役)	企画・財務・ 主計グループ 長兼IT・シ ステムグルー プ長兼事務グ ループ長兼秘 書室担当役員	澤 和久	昭和35年 8月14日生	平成23年4月 当行 執行役員 経営企画部長 平成26年4月 F G 常務執行役員 企画グループ副担当役 員 兼 財務・主計グループ副担当役員 兼 IT・システムグルー プ副担当役員(現職) 当行 常務取締役 兼 常務執行役員 企画・ 財務・主計グループ長 兼 IT・システムグ ループ長 兼 事務グループ長 兼 秘書室担当 役員 平成28年4月 同 取締役副社長 兼 副社長執行役員 企 画・財務・主計グループ長 兼 IT・システ ムグループ長 兼 事務グループ長 兼 秘書室 担当役員(現職)	平成30年 6月から 1年	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役	リスク管理グループ長兼コンプライアンス統括グループ長	祖父江 敏雄	昭和38年 10月4日生	平成24年4月 F G お客さまサービス部長 B K お客さまサービス部長 C B お客さまサービス部長 平成27年4月 当行 執行役員 コンプライアンス統括部長 平成28年4月 F G 常務執行役員 リスク管理グループ副 担当役員 兼 コンプライアンス統括グループ 副担当役員(現職) 当行 常務取締役 兼 常務執行役員 リスク 管理グループ長 兼 コンプライアンス統括グ ループ長 兼 審査グループ長 平成30年4月 同 常務取締役 兼 常務執行役員 リスク 管理グループ長 兼 コンプライアンス統括グ ループ長(現職)	平成30年 6月から 1年	-
常務取締役	人事グループ 長兼内部監査 グループ長	江原 弘晃	昭和40年 2月5日生	平成25年4月 当行 札幌支店長 平成27年4月 同 執行役員 信託総合営業第六部長 平成28年4月 F G 常務執行役員 人事グループ副担当役 員 兼 内部監査グループ副担当役員(現職) 当行 常務取締役 兼 常務執行役員 人事グ ループ長 兼 内部監査グループ長(現職)	平成30年 6月から 1年	-
取締役	-	坂井 辰史	昭和34年 8月27日生	平成23年4月 C B 執行役員 企画グループ統括役員付シ ニアコーポレートオフィサー 平成24年4月 F G 執行役員 グループ企画部長 B K 執行役員 グループ企画部長 C B 執行役員 グループ企画部長 平成25年4月 F G 常務執行役員 投資銀行ユニット長 B K 常務執行役員 投資銀行ユニット長 兼 証券・信託連携推進部担当役員 C B 常務執行役員 投資銀行ユニット長 兼 証券・信託連携推進部担当役員 平成26年4月 F G 常務執行役員 国際ユニット長(平成 27年4月より執行役常務) B K 常務執行役員 国際ユニット長 平成28年4月 S C 取締役社長 平成30年4月 F G 執行役社長(グループCEO)(平成30 年6月より取締役 兼 執行役社長)(現職) B K 取締役(現職) 当行 取締役(現職) S C 取締役(現職)	平成30年 4月から 1年 (注)2	-
取締役	-	小野 傑	昭和28年 6月1日生	昭和53年4月 東京弁護士会登録 昭和58年6月 ニューヨーク州弁護士資格取得 昭和59年2月 西村眞田法律事務所(現 西村あさひ法律事 務所)入所 昭和60年7月 同 事務所パートナー 平成16年1月 同 事務所代表パートナー(現職) 平成26年1月 当行 取締役(現職) S C 取締役 平成29年6月 S C 取締役(監査等委員)(現職)	平成30年 6月から 1年	-
取締役	-	小川 英治	昭和32年 5月24日生	昭和61年4月 一橋大学商学部助手(昭和63年3月まで) 昭和61年9月 ハーバード大学経済学部客員研究員(昭和63 年3月まで) 昭和63年4月 一橋大学商学部専任講師 平成3年4月 同 助教授(平成11年3月まで) 平成4年4月 カリフォルニア大学バークレイ校経済学部客 員研究員(平成5年3月まで) 平成11年4月 一橋大学大学院商学研究科(現 経営管理研 究科)教授(現職) 平成21年1月 同 研究科長(平成22年12月まで) 平成23年1月 一橋大学理事・副学長(平成26年11月まで) 平成26年4月 当行 取締役(現職)	平成30年 6月から 1年	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	-	門口 真人	昭和35年 3月1日生	平成21年4月 当行 執行役員 本店営業第一部長 平成21年7月 同 執行役員 平成22年2月 同 執行役員 業務監査部長 平成24年4月 同 常務執行役員 リスク管理グループ長 兼 コンプライアンス統括グループ長 兼 審査部担当役員 平成26年4月 F G 常務執行役員 コンプライアンス統括グループ副担当役員 当行 常務取締役 兼 常務執行役員 コンプライアンス統括グループ長 平成27年4月 F G 常務執行役員 リスク管理グループ副担当役員 兼 コンプライアンス統括グループ副担当役員 当行 常務取締役 兼 常務執行役員 リスク管理グループ長 兼 コンプライアンス統括グループ長 兼 審査部担当役員 平成28年4月 同 常勤監査役 資産管理サービス信託銀行株式会社 監査役(現職) 平成29年6月 当行 取締役(監査等委員)(現職)	平成29年 6月から 2年	-
取締役 (監査等委員)	-	畑野 敬幸	昭和36年 4月16日生	平成23年10月 当行 京都支店長 平成26年4月 同 常勤監査役 平成29年6月 同 取締役(監査等委員)(現職)	平成29年 6月から 2年	-
取締役 (監査等委員)	-	佐竹 正幸	昭和23年 5月16日生	昭和46年4月 監査法人中央会計事務所入所 昭和60年5月 同法人 代表社員(平成18年9月まで) 平成22年4月 佐竹公認会計士事務所 所長(現職) 平成27年4月 当行 取締役 平成29年6月 同 取締役(監査等委員)(現職)	平成29年 6月から 2年	-
取締役 (監査等委員)	-	福家 聖剛	昭和29年 4月19日生	昭和52年4月 安田生命保険相互会社入社 平成23年4月 明治安田生命保険相互会社 常務執行役東京本部長 平成24年4月 同 専務執行役法人営業部門長 平成26年4月 同 執行役員副社長 平成26年7月 同 取締役執行役員副社長 平成28年4月 同 取締役 平成28年6月 当行 監査役 平成28年7月 明治安田生命保険相互会社 顧問(現職) 平成29年6月 当行 取締役(監査等委員)(現職)	平成29年 6月から 2年	-
取締役 (監査等委員)	-	中島 隆太	昭和32年 11月9日生	昭和55年4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成21年7月 株式会社損害保険ジャパン 執行役員長野支店長 平成23年6月 同 常務執行役員(平成26年9月まで) 平成25年4月 日本興亜損害保険株式会社 常務執行役員 平成26年9月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 常務執行役員 平成27年4月 同 顧問(現職) 平成27年6月 当行 監査役 平成27年6月 公益財団法人損保ジャパン日本興亜美術財団専務理事(現職) 平成27年6月 同 東郷青児記念損保ジャパン日本興亜美術館館長(現職) 平成29年6月 当行 取締役(監査等委員)(現職)	平成29年 6月から 2年	-
計						-

- (注) 1 株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行は、株式会社みずほコーポレート銀行を吸収合併存続会社として平成25年7月1日に合併し、株式会社みずほコーポレート銀行の商号を株式会社みずほ銀行に変更いたしました。
- 2 平成30年4月1日付の臨時株主総会での選任後平成30年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
- 3 取締役のうち、小野 傑、小川 英治、佐竹 正幸、福家 聖剛および中島 隆太の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 4 監査等委員会の構成および委員長については、以下のとおりであります。
監査等委員会：門口 真人(委員長)、畑野 敬幸、佐竹 正幸、福家 聖剛、中島 隆太

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当グループは、みずほの企業活動の根幹をなす考え方として、基本理念・ビジョン・みずほValueから構成される『みずほの企業理念』を制定しております。なお、『みずほの企業理念』の内容につきましては、有価証券報告書「第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご覧ください。

『みずほの企業理念』のもと、経営の基本方針及びそれに基づく当グループ全体の戦略を株式会社みずほフィナンシャルグループが立案し、グループ各社が一丸となってその戦略を推進することで、様々なステークホルダーの価値創造に配慮した経営を行うとともに、企業の持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を実現し、その結果、内外の経済・産業の発展と社会の繁栄に貢献していくことによって、社会的役割・使命を全うしてまいります。

当行は、社外取締役等の招聘等によりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組むとともに、スピード経営の実践に努め、引き続き、透明で効率性の高い企業経営を目指してまいります。

なお、当行は株式会社みずほフィナンシャルグループとの間で「グループ経営管理契約」を締結し、同社の経営管理を受けております。

会社の機関内容

当グループは、経営環境の変化に柔軟かつ機動的に適応できる経営形態として選択した持株会社体制の下で、銀行・信託・証券・アセットマネジメント・リサーチ&コンサルティングにわたるグループ横断的なビジネス戦略推進単位ごとに、持株会社が戦略・施策や業務計画の策定を行うことで、お客さまニーズへの適応力強化を一段と進め、企業価値の極大化に取り組んでおります。

当行は平成29年6月に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。社外取締役が過半を占める監査等委員会が、取締役の職務執行に係る監査を行うとともに、各監査等委員が取締役会の決議において議決権を行使することで、経営に対するモニタリング機能を強化し、監査・監督の実効性を向上させます。また、個別の業務執行に係る決定権限を、取締役会から業務執行取締役へ大幅に委任することで、意思決定の迅速化を図るとともに、特に重要性の高い事項について取締役会の審議の充実を図っております。

(取締役及び取締役会)

当行の取締役会は、13名の取締役に構成され、当行の経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の職務の執行の監督を主な役割としております。

当行は、取締役会の監督機能強化のため、コーポレート・ガバナンス等の専門的知見や経験が豊富な社外取締役5名を招聘しております。当該社外取締役は、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営から独立した立場で必要な助言を適宜行っており、当行取締役会の意思決定機能や経営の監督機能の向上が図れております。

(監査等委員会)

当行は監査等委員会制度を採用しており、監査等委員である取締役5名のうち3名は社外取締役であります。監査等委員会は、取締役の職務執行の監査、当行及び当行子会社の内部統制システムの構築及び運用の状況の監視及び検証、監査報告の作成を行っております。

(業務執行)

経営の監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。

業務執行においては、社長が、取締役会の決定した基本方針に基づき、当行の業務執行全般を統括しております。

なお、社長の諮問機関として経営会議を設置、必要の都度開催し、取締役会で決議することを要する事項等、業務執行に関する重要な事項を審議しております。また、以下の経営政策委員会を設置、必要の都度開催し、全行的な諸問題について総合的に審議を行っております。

< 経営政策委員会 >

BSリスクマネジメント委員会

ポートフォリオの運営方針や、その運営方針に基づく具体的施策、ALMに係る基本方針、ALM運営・リスク計画、資金運用調達、マーケットリスク管理等に関する審議・調整及びモニタリング等を行っております。

IT戦略推進委員会

IT戦略の基本方針や、IT関連投資計画、IT関連投資案件の開発計画、IT関連投資案件のリリース等に関する審議・調整及びIT関連投資案件の進捗管理や投資効果の評価等を行っております。

新商品委員会

当行の商品戦略や、新商品の開発・販売及び新規業務への取組みに関するビジネスプラン、各種リスク及びコンプライアンスの評価に関する審議・調整、並びに新商品・サービスの開発・販売状況の管理等を行っております。

クレジット委員会

重要な個別与信案件、大口与信先等の年間与信方針、重要な債権管理上の措置に関する審議・調整を行っております。

コンプライアンス委員会

外部の専門家(弁護士1名)が特別委員として参加し、コンプライアンス(反社会的勢力への対応を含む)や事故処理、お客さま保護等管理、情報管理等に関する審議・調整を行っております。

オペレーショナルリスク管理委員会

オペレーショナルリスク管理の基本方針や、リスク削減のための計画の策定に関する審議・調整及びオペレーショナルリスクのモニタリング等を行っております。

ディスクロージャー委員会

情報開示に係る基本方針や、情報開示態勢に関する事項の審議・調整を行っております。

信託業務委員会

信託業務の管理態勢に係る重要な事項や、重要な個別受託案件に関する審議・調整及び信託業務のリスクモニタリング等を行っております。

また、経営政策委員会とは別に、特定の諸課題について以下の委員会を設置、必要の都度開催し、所管する業務について、協議、周知徹底、推進等を行っております。

人権啓発推進委員会

人権問題への取組みに関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

(内部監査グループ等)

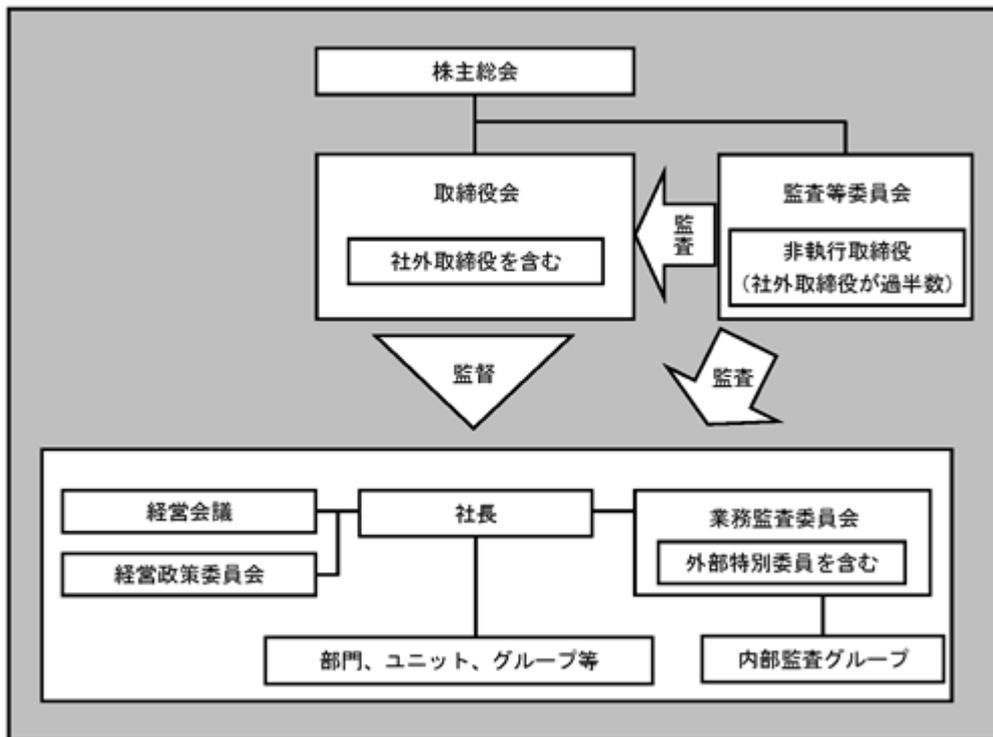
当行は、社長傘下の内部監査機関として、業務監査委員会を設置しております。

業務監査委員会は、取締役会の決定した基本方針に基づき、監査に関する重要な事項の審議・決定を行い、業務監査委員会の決定事項については、すべて取締役会に報告しております。

なお、内部監査機能の被監査業務からの独立性確保を目的として、内部監査グループを被監査部門から分離のうえ、業務監査委員会傘下の独立部門としております。

業務監査委員会には、専門性の補強、客観性の確保の観点から、外部の専門家(弁護士1名)が特別委員として参加しております。

< 当行のコーポレート・ガバナンス体制 >



取締役の定数

当行の取締役は、20名以内とし、その内監査等委員である取締役は、7名以内とする旨、定款に定めております。

取締役の選解任の決議要件

当行は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

また、監査等委員でない取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、監査等委員である取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める旨、定款に定めております。これは、株主への利益還元や将来の資本政策の機動的な遂行を可能とするものであります。

株主総会及び種類株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。

また、種類株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

内部統制の仕組み

(内部統制システムについての基本的な考え方及び整備状況)

社外取締役を含む各取締役は、取締役会において、コンプライアンス所管部署やリスク管理所管部署等における各種管理の状況に関する報告を定期的に受けること等により、各種管理の状況を監督しております。

監査等委員会は、取締役等の職務の執行について、適法性及び妥当性の監査を行うとともに、当行及び当行子会社における内部統制システムの構築及び運営を前提として、内部監査グループ等との実効的な連携を通じて職務を遂行し、報告徴収・業務財産調査権を付与された監査等委員は、役員や各部門、ユニット、グループまたは子会社の経営レベルの監査について直接実施します。

当行では、パーゼル銀行監督委員会が公表している『銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則』において示されている「3つの防衛線」の考え方に則り、部門、ユニット等における自律的統制(1線)に加え、コンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署によるモニタリング等(2線)にて牽制機能を確保するとともに、1線、2線から独立した業務監査委員会のもとで内部監査グループに属する内部監査所管部署が、部門、ユニット等ならびにコンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署等に対し内部監査を実施(3線)することを通じて、内部管理の適切性・有効性を確保しております。

また、内部管理体制強化の一環として、ディスクロージャー委員会を設置し、情報開示統制の強化を図っております。

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況)

当グループは、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「みずほの企業行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する、との基本方針を定めております。

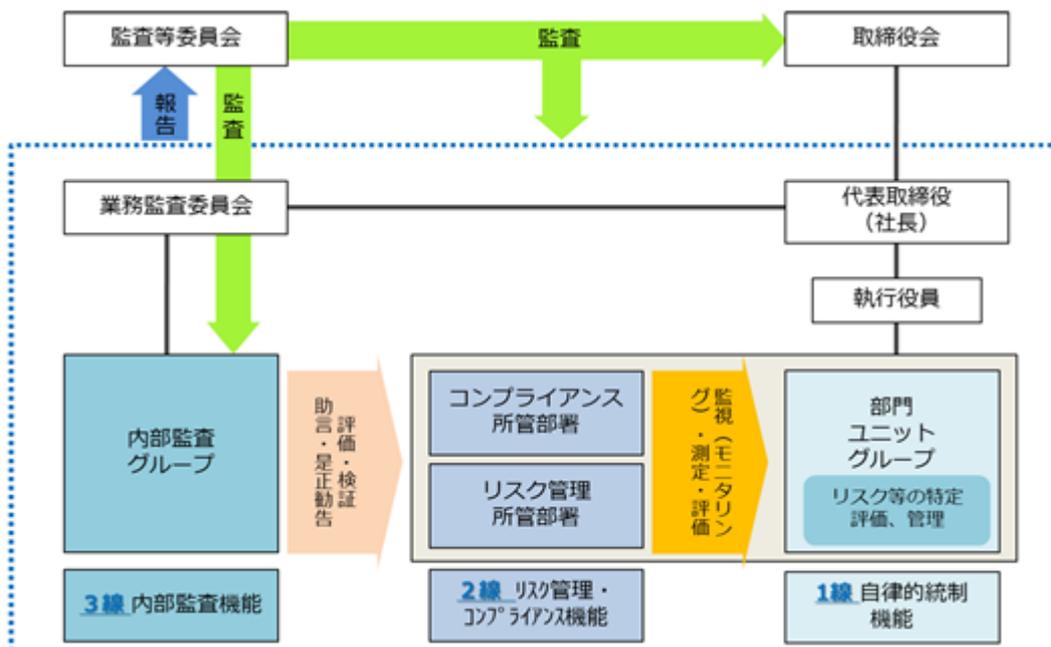
反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握・管理する体制を構築し、具体的な実践計画において、「反社会的勢力との関係遮断」をグループ共通の重点施策として位置付け、取り組みに注力しております。

当行は、反社会的勢力との関係遮断に係る統括部署を設置し、反社会的勢力との関係遮断に専門的・集中的に取り組むとともに、先進的なトピックスにもスピード感をもって対応しております。

また、株式会社みずほフィナンシャルグループに設置された「グループ反社取引排除部会」に参画し、反社会的勢力との関係遮断にグループベースで取り組んでおり、部会での議論を踏まえ、当行のコンプライアンス委員会における審議・報告を行っております。

なお、当行は、不当要求防止責任者を設置し、対応マニュアルの整備や研修実施等の体制整備にも努め、個別事案に対しては、必要に応じ外部専門機関とも連携し、対処しております。

< 当行の内部統制の仕組み >



(業務の適正を確保するための体制)

当行は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、平成29年4月18日開催の取締役会及び監査等委員会設置会社への移行に伴い平成29年6月22日開催の取締役会において決議、運用状況等について検証を実施し、体制・運用に問題がないことを確認したうえで、平成30年4月17日開催の取締役会で見直しの決議をしております。

平成30年4月17日開催の取締役会で決議致しました「業務の適正を確保するための体制」の概要は以下のとおりであります。

1. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会室の設置	監査等委員会の職務の補助に関する事項及び監査等委員会事務局に関する事項を所管する監査等委員会室を設置し、監査等委員の指示に従う監査等委員会室長がその業務を統括する。
------------	------------------------------------------------------------------------------------

上記を「監査等委員会規程」「組織規程」等にて、規定している。

2. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査等委員会の事前同意	監査等委員会職務の補助に関する事項を所管する監査等委員会室の予算の策定、同室の組織変更及び同室に所属する使用人に係る人事については、監査等委員会の事前の同意を得る。
体制の十分性、独立性の確保	監査等委員会は監査等の実効性確保の観点から、補助使用人等の体制の十分性及び補助使用人等の業務執行者からの独立性の確保に留意する。

上記を「監査等委員会規程」「監査等委員会監査等基準」にて、規定している。

3. 当行の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

イ. 当行の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

当行役職員の監査等委員会への出席	監査等委員会は、必要に応じ、当行の役職員を監査等委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。当行の役職員は、監査等委員会の要求があったときは、監査等委員会に出席し、監査等委員会が求めた事項について説明を行う。 監査等委員会は、コンプライアンス統括グループ、リスク管理グループ、企画・財務・主計グループ等から内部統制システムに関する報告を受け、必要に応じて調査を求める。
内部監査グループとの連携	監査等委員会は、内部監査グループからその監査計画・監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的指示を行うなど、内部監査グループと日常的かつ機動的な連携を行う。
会議体への出席	監査等委員が経営会議、経営政策委員会等へ出席し、意見を述べるができる。

上記を含め、「監査等委員会規程」「監査等委員会監査等基準」等にて、「当行の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制」を規定している。

ロ．当行の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

子会社等の役職員の監査等委員会への出席	監査等委員会は、子会社等の役職員を監査等委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。当行子会社等の役職員は、監査等委員会の要求があったときは、監査等委員会に出席し、監査等委員会が求める事項について説明を行う。
子会社等の管理状況の報告等	監査等委員会及び監査等委員は、当行の取締役等から、子会社等の管理の状況について報告または説明を受け、関係資料を閲覧する。また、監査等委員会及び監査等委員は、取締役の職務の執行状況を監査するために必要があるときは、子会社等に対して事業の報告を求め、またはその業務及び財産の状況を調査する。

上記を含め、「監査等委員会規程」「監査等委員会監査等基準」等にて、「当行の子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制」を規定している。

4．監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

不利益取扱いの禁止	社員等が、法律違反や服務規律違反などコンプライアンスに係る問題を発見した場合に通報することができるコンプライアンス・ホットラインを設置している。コンプライアンス・ホットラインは、報告または通報に対して、秘密保持を徹底し、通報者の個人情報、同意なく第三者に開示しないこと、また、事実調査に際しては、通報者が特定されないように配慮すること、通報者に対し、通報したことを理由として、人事その他あらゆる面で不利益取扱いを行わないこと等を方針として対応している。
	監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない。

上記を含め、「コンプライアンスの基本方針」等にて、「当行の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」を規定している。

5．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

費用負担	監査等委員会または監査等委員は、監査等委員会の職務の執行に関し、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の専門家を活用し、その費用を支出する権限を有し、職務の執行のために必要と認める費用を当行に請求する。また、当行はその費用を負担する。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上記を「監査等委員会規程」「監査等委員会監査等基準」にて規定している。

6．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査等委員の選定	監査等委員会は常勤の監査等委員を置く。
会計監査人・外部専門家等の監査等委員会への出席	監査等委員会は、必要に応じ、会計監査人及び外部専門家等を監査等委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。会計監査人は、監査等委員会の要求があったときは、監査等委員会に出席し、監査等委員会が求めた事項について説明を行う。
会計監査人・子会社等の監査役との連携	監査等委員会及び監査等委員は、効率的な監査を実施するため、会計監査人と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて、親会社の監査委員会及び子会社等の監査役と緊密な連携を保つ。

上記を含め、「監査等委員会規程」「監査等委員会監査等基準」等にて、「その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」を規定している。

7. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

保存期限等	経営会議・各種委員会の議事録や関連資料、稟議書・報告書等の情報について、保存期限を定める等の必要な保存・管理を実施する。
情報管理	社長は、当行の情報管理を統括し、コンプライアンス統括グループ長は、情報管理の企画運営に関する事項を所管し、情報管理の状況等について、定期的及び必要に応じて都度、取締役会、監査等委員会、経営会議及び社長に報告を行う。 情報管理を徹底するための具体的実践計画を原則として年度毎に策定し、定期的にフォローアップする。
経営政策委員会	情報管理に関する全行的な諸問題については、コンプライアンス委員会等の経営政策委員会において総合的に審議を行う。

上記を含め、「情報管理に関するグループ経営管理の基本的考え方」「情報セキュリティポリシー」「情報セキュリティスタンダード」等にて、「当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」を規定している。

8. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

総合リスク管理	「総合リスク管理の基本方針」において、当行及び当行が経営管理を行う会社等の総合リスク管理を行うに当たっての基本的な方針を定める。
	「総合リスク管理の基本方針」において、各種リスクの定義、リスクの区分を設定するとともに、リスク管理所管部室や管理体制を定める。また、リスクを全体として把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から、事前ないし事後に適切な対応を行うことで経営として許容できる範囲にリスクを制御する総合リスク管理を行う。
	社長は、当行の総合リスク管理を統括し、リスク管理グループ長は、「総合リスク管理の基本方針」に基づき総合リスク管理の企画運営に関する事項を所管し、総合リスク管理の状況等について、定期的及び必要に応じて都度、取締役会、監査等委員会、経営会議及び社長に報告を行う。また、必要に応じ、総合リスク管理の観点から各リスク管理担当役員に対して提言を行う。
経営政策委員会	市場リスク・流動性リスク等に関する全社的な諸問題については、BSリスクマネジメント委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。
事業継続管理	「事業継続管理の基本方針」において、当行及び当行が経営管理を行う会社の緊急事態発生時等における対応及び事業継続管理を行うに当たっての基本的な方針を定める。
	「事業継続管理の基本方針」において、緊急事態発生のリスクを認識し、緊急事態発生時等において迅速なリスク軽減措置等の対策を講じるため、平時より適切かつ有効な対応策や事業継続管理の枠組み及び緊急事態への対応態勢を整備し、組織内に周知することに努める。
	事業継続管理統括に関する事項を分掌業務とする専門組織を設置する。

上記を含め、「総合リスク管理の基本方針」「信用リスク管理の基本方針」「市場リスク管理の基本方針」「流動性リスク管理の基本方針」「オペレーショナルリスク管理の基本方針」「信託業務リスク管理に関する規程」「事業継続管理の基本方針」等にて、「当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を規定している。

9. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

分掌業務・決裁権限等	取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権限等を定めるとともに、経営会議や経営政策委員会等を設置し、当行全体として取締役の職務執行の効率性を確保する。
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

上記を含め、「取締役会規程」「経営会議規程」「経営政策委員会規程」「組織規程」「決裁権限規程」等にて、「当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」を規定している。

10. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「みずほの企業行動規範」	みずほ として行うあらゆる活動の根幹をなす概念として制定している『みずほの企業理念』を実践していく上で、遵守すべき倫理上の規範として、「みずほの企業行動規範」を定め、経営及び業務上の各種決定を行う際、常に拠り所とする。
コンプライアンス	コンプライアンスの徹底を経営の基本原則と位置付け、コンプライアンスの運営体制、「コンプライアンス・マニュアル」の策定等を定めるとともに、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを原則として年度毎に策定し、定期的実施状況をフォローアップする。また、コンプライアンス・ホットラインを設置する。 社長は、当行のコンプライアンスを統括し、コンプライアンス統括グループ長は、コンプライアンス全般（内部通報制度としてのコンプライアンス・ホットラインを含む）に係る企画、立案及び推進を統括し、コンプライアンスの遵守状況について、定期的及び必要に応じて都度、取締役会、監査等委員会、経営会議及び社長に報告を行う。
反社会的勢力との関係遮断	反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組み、上記実践計画において、「反社会的勢力との関係遮断」をグループ共通の重点施策として位置付け、取り組みに注力する。
経営政策委員会	コンプライアンス統括及び反社会的勢力への対応等に関する事項等については、コンプライアンス委員会等の経営政策委員会において総合的に審議を行う。

上記を含め、「みずほの企業行動規範」「コンプライアンスの基本方針」「コンプライアンス・マニュアル」等にて、「当行の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」を規定している。

11. 当行並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社による経営管理	当行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループとの間で「グループ経営管理契約」を締結し、親会社が定める「グループ経営管理規程」、「『カンパニー制』の運営に関する規程」に基づき、グループ全体に関する重要な事項及び各カンパニー・ユニット戦略に影響を及ぼす事項等について、事前に親会社の承認を得ることとし、また、それに準ずる事項については、報告を行う。 当行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループが定める「子会社等の経営管理に関する基準」及び当行が同基準に則って作成する「子会社等経営管理規程」に基づき、当行が経営管理を行う会社から経営上の基本的事項等について承認申請・報告等を受けることにより、経営管理を行う。
子会社の経営管理	取締役会は、必要に応じ、当行の子会社等の役職員を取締役に出席させ、その報告または意見を求めることができる。当行の子会社等の役職員は、取締役会の要請があったときは、取締役会に出席し、取締役会が求めた事項について説明を行う。 当行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループが定める「子会社等の経営管理に関する基準」及び当行が同基準に則って作成する「子会社等経営管理規程」に基づき、当行が経営管理を行う会社から経営の基本的事項等について承認申請・報告等を受けることにより、経営管理を行う。

上記を含め、「グループ経営管理契約」「子会社等経営管理規程」等にて、「当行並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」を規定している。

イ．当行の子会社の取締役その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

子会社等からの承認申請・報告	当行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループが定める「子会社等の経営管理に関する基準」及び当行が同基準に則って作成する「子会社等経営管理規程」に基づき、当行が経営管理を行う会社等から承認申請・報告等を受ける事項を規定する。 リスク管理・コンプライアンス管理・内部監査については基本方針等に則り、正確かつ確かな報告等を当行が経営管理を行う会社等に行わせ、または必要な承認申請等の手続をとらせる。
----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上記を含め、「子会社等経営管理規程」「総合リスク管理の基本方針」「コンプライアンスの基本方針」「内部監査の基本方針」等にて、「当行の子会社の取締役その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制」を規定している。

ロ．当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する承認申請・報告	当行は、「子会社等経営管理規程」に基づき、当行が経営管理を行う会社等のリスク管理について、各種リスク管理に関する基本方針等に則り、正確かつ確かな報告等を行わせ、または必要な承認申請等の手続を取らせる。 当行は当行グループのリスク・事業継続管理を一元的に把握・管理し、当行グループ各社の保有するリスク等の規模・態様に応じて適切な総合リスク管理・事業継続管理を行う。 当行は、当行が経営管理を行う会社等からの報告等に基づいてリスク管理・事業継続管理の状況等の把握を行い、必要に応じて適切な対応を行う。
------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上記を含め、「子会社等経営管理規程」「総合リスク管理の基本方針」「事業継続管理の基本方針」等にて、「当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を規定している。

ハ．当行の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営戦略等の企画・推進等	当行は「子会社等経営管理規程」に基づき、当行が経営管理を行う会社等の経営上の基本的事項について、当該会社から承認申請を受ける。
--------------	-----------------------------------------------------------------

上記を含め、「子会社等経営管理規程」等にて、「当行の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」を規定している。

ニ．当行の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに関する承認申請・報告	当行では、「子会社等経営管理規程」に基づき、当行が経営管理を行う会社等のコンプライアンス管理について、コンプライアンス管理に関する基本方針等に則り、正確かつ確かな報告等を行わせ、または必要な承認申請等の手続を取らせる。 当行は当行が経営管理を行う会社等が適切なコンプライアンス態勢を構築するよう、一元的に把握・管理する。 当行は、当行が経営管理を行う会社等からの報告等に基づいてコンプライアンスの遵守状況の把握を行い、必要に応じて適切な対応を行う。
---------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上記を含め、「子会社等経営管理規程」「コンプライアンスの基本方針」等にて、「当行の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」を規定している。

平成29年4月18日及び監査等委員会設置会社への移行に伴い平成29年6月22日開催の取締役会で決議致しました「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は以下のとおりであります。

「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の運用状況の概要

（１）内部統制システム全般

- ・平成29年4月18日及び平成29年6月22日開催の取締役会において決議した当行の「内部統制システム」の運用状況等について検証を実施し、体制・運用に問題がないことを確認したうえで、平成30年4月17日開催の取締役会において一部見直しを決議しております。

（２）リスク管理体制

- ・リスク区分毎にリスクキャピタルを配賦し、リスク上限としてリスク制御を行うとともに、当行及び当行グループ全体として保有するリスクが資本金等の財務体力を超えないように経営としての許容範囲にリスクを制御しております。この枠組みのもとで経営の健全性を確保するためのリスクキャピタルの使用状況を定期的にモニタリングし、取締役会等に報告しております。
- ・市場リスク・流動性リスク等に関する全社的諸問題については、BSリスクマネジメント委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整し、定期的及び必要に応じて都度、取締役会等に報告しております。
- ・事業継続管理態勢の維持・向上を図るべく、グループ整備方針に基づき年度整備計画を策定し、事業継続管理委員会において、整備計画の進捗を定期的にフォローアップするとともに取締役会等に報告しております。また、グループ共同訓練・研修等を通じて事業継続管理態勢の実効性の向上に取り組んでおります。
- ・「カンパニー制」導入とあわせて、3つの防衛線における1線の自律的統制機能を強化し、部門、ユニット等が自ら業務遂行に伴うリスク管理・コンプライアンスを業務と一体的に運営する体制を構築しております。

（３）コンプライアンス体制

- ・コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画として、コンプライアンスに係る様々な態勢整備、研修、チェック等を含めたコンプライアンス・プログラムを策定、実践しております。
- ・反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組み、上記実践計画において、「反社会的勢力との関係遮断」をグループ共通の重点施策として位置付け、取組みに注力しております。
- ・コンプライアンス・プログラムを含むコンプライアンス統括に関する事項等について、コンプライアンス委員会等にて審議・調整を実施し、定期的及び必要に応じて都度、取締役会等に報告しております。

（４）取締役の職務執行

- ・当行は社外取締役が重要な役割を果たし、監督機能の高度化と意思決定の妥当性・公正性・迅速性の確保を図っていくことで、企業集団の内部統制システムを強化することが可能である監査等委員会設置会社に移行しました。
- ・取締役会の決議事項や報告事項、組織の分掌業務、決裁権限等を定めるとともに、経営会議や経営政策委員会を設置し、当行全体として取締役の職務執行の効率性を確保しております。
- ・簡素化・効率化を通じた意思決定プロセスの実効性向上を目的として、経営政策委員会等会議体の統廃合等を決議しました。

（５）グループ経営管理体制

- ・当行は、「みずほの企業行動規範」を採択し、グループ共通の『みずほ 企業理念』の下、親会社による直接経営管理を受けるとともに、子会社等に対し、当行が経営管理を行う体制を整備することで、グループ経営管理の一体性を確保しております。
- ・「子会社等経営管理規程」に基づき、当行が経営管理を行う会社等の経営上の基本的事項等について、当該会社から承認申請・報告を受けております。
- ・当行は、各種リスク管理、コンプライアンス、内部監査体制を整備し、当行のグループ会社からリスクの状況、コンプライアンス・プログラムまたはこれに準ずる業務計画の策定及び進捗・達成状況、内部監査等について定期的または都度、報告を受け、取締役会等に報告するとともに、当行のグループ会社に対してリスク管理、コンプライアンス、内部監査に関する適切な指示を行っております。
- ・親会社が定める「グループ経営管理規程」、「『カンパニー制』の運営に関する基準」に基づき、グループ全体に関する重要な事項及び親会社が定める各カンパニー・ユニット戦略に影響を及ぼす事項等について、事前に親会社の承認を得ることとし、それに準ずる事項については、報告を行う体制としております。

(6) 監査等委員会の職務執行

- ・監査等委員会は、取締役会その他重要な会議への出席や関係資料の閲覧、取締役及び使用人等からの報告聴取等により、当行の業務及び財産の状況ならびに当行の子会社等の管理の状況について報告または説明を受け、調査しております。
- ・また監査等委員会は、内部監査グループ、コンプライアンス統括グループ、リスク管理グループ等から内部統制に関する事項について定期的に報告を受け、意見交換等を実施し、有効性について確認のうえ、「内部統制システム」の年1回見直しに係る取締役会への付議に同意しております。
- ・特に、内部監査グループについては、子会社等を含めた内部監査の状況等について報告を受け、必要に応じ具体的な指示を行うとともに、内部監査基本計画に関する同意決議を行っております。
- ・また、子会社等の監査役との緊密な連携を図るため、定期的に連絡会を実施しております。
- ・さらに、会計監査人についても定期的に監査等委員会に出席させ、監査計画、監査実施状況、監査結果等につき報告を受け、リスク認識等について議論を行っております。
- ・社内及び外部の法律事務所にコンプライアンス・ホットラインを設置し、当行が経営管理を行う会社等を含む社員等がコンプライアンス上の問題につき直接通報できるようにしており、通報内容は常勤監査等委員に報告されています。なお、社内研修や上記規程類のイントラネット等への掲載により、コンプライアンス・ホットラインを通じた監査等委員会への報告者に対する不利な取扱い禁止の周知を図っております。
- ・監査等委員会の職務を補助する専任部署として監査等委員会室を設置し、業務執行者の指揮命令に服さない使用人を配置しております。また、同室に所属する使用人の業務執行者からの独立性を確保するため、同室の使用人に係る人事及び同室の予算の策定や組織変更については監査等委員会による事前同意を行っております。

内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の状況

当行は、内部監査のための組織として、業務監査部(専任スタッフ38名)を設置し、取締役会で定める内部監査の基本方針に基づき当行の内部監査を実施しております。

当行の内部監査の結果については、担当役員である内部監査グループ長が定期的及び必要に応じて都度、業務監査委員会に報告する体制としております。

監査等委員は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な書類等を閲覧し、本部及び営業部店における業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて、子会社、会計監査人からの報告徴収等を実施すること等により、取締役の職務執行の監査を行うとともに、内部統制システムについて、取締役等からその構築及び運用の状況について報告を受け、監査しております。

なお、当行では、内部監査グループ、監査等委員会及び会計監査人は、定期的かつ必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるため、相互に連携強化に努めております。

また、会計監査人は、会計監査の観点から、コンプライアンス所管部署・リスク所管部署等と必要に応じ意見交換しております。

当行の会計監査業務を執行した公認会計士は、高木竜二、加藤信彦、林慎一の計3名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。同監査法人は業務執行社員について、当行の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。また、平成30年3月末現在の当行の監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他19名であります。

取締役の選任理由等

イ．平成30年6月25日時点における取締役(監査等委員である取締役を除く)8名の選任理由等は、以下のとおりであります。

氏名	重要な兼職の状況	選任理由
中野 武夫	-	昭和55年より、みずほフィナンシャルグループの一員として、財務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。当行取締役社長としての経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当行取締役会において執行役員を兼務しない取締役の立場で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。本年6月に選任され、取締役に就任しております。

氏名	重要な兼職の状況	選任理由
飯盛 徹夫	-	昭和59年より、みずほフィナンシャルグループの一員として、経営企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。業務執行統括者としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。本年6月に選任され、取締役に就任しております。
澤 和久	株式会社みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員	昭和59年より、みずほフィナンシャルグループの一員として、経営企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。企画・財務・主計グループ長、IT・システムグループ長、事務グループ長及び秘書室担当役員としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。本年6月に選任され、取締役に就任しております。
祖父江 敏雄	株式会社みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員	昭和61年より、みずほフィナンシャルグループの一員として、営業、コンプライアンス管理等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。リスク管理グループ長及びコンプライアンス統括グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。本年6月に選任され、取締役に就任しております。
江原 弘晃	株式会社みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員	昭和62年より、みずほフィナンシャルグループの一員として、事務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。人事グループ長及び内部監査グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。本年6月に選任され、取締役に就任しております。
坂井 辰史	株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役 兼 執行役社長 株式会社みずほ銀行 取締役 みずほ証券株式会社 取締役	昭和59年より、みずほフィナンシャルグループの一員として、経営企画、投資銀行業務、国際業務企画等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、みずほ証券株式会社の取締役社長として、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当行取締役会において執行役員を兼務しない取締役の立場で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。本年4月に選任され、取締役に就任しております。
小野 傑	西村あさひ法律事務所 代表パートナー みずほ証券株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社東日本銀行 社外監査役 大同生命保険株式会社 社外取締役	小野氏は、弁護士としての豊富な知識、職務経験に加え、法務省法制審議会信託法部会臨時委員を歴任されております。信託法をはじめ金融関連法に係る造詣が深く、これらの経験を通じて培われた幅広い知識、見識および高い専門性を活かし、客観的な視点から当行のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけると判断し、社外取締役候補者となりました。本年6月に選任され、社外取締役に就任いただいております。

氏名	重要な兼職の状況	選任理由
小川 英治	一橋大学大学院経営管理 研究科 教授 ANAホールディングス株式 会社 社外監査役	小川氏は、国際金融理論の専門家として豊富な学術知識と幅広い見識を有されております。その専門的知識、見識を活かし、客観的な視点から当行のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけると判断し、社外取締役候補者となりました。本年6月に選任され、社外取締役に就任いただいております。

□ . 平成30年6月25日時点における監査等委員である取締役5名の選任理由等は、以下のとおりであります。

氏名	重要な兼職の状況	選任理由
門口 真人	-	昭和57年より、みずほフィナンシャルグループの一員として、リスク管理、コンプライアンス管理等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見により、取締役会の意思決定機能や監督・監査機能の実効性強化が期待できるため、監査等委員である取締役候補者となりました。昨年6月に選任され、監査等委員である取締役に就任しております。
畑野 敬幸	-	昭和59年より、みずほフィナンシャルグループの一員として、営業、経営企画等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見により、取締役会の意思決定機能や監督・監査機能の実効性強化が期待できるため、監査等委員である取締役候補者となりました。昨年6月に選任され、監査等委員である取締役に就任しております。
佐竹 正幸	佐竹公認会計士事務所 所長 ピー・シー・エー株式会 社 社外監査役 前澤化成工業株式会社 社外監査役	佐竹氏は、公認会計士および税理士として豊富な会計知識と幅広い見識を有されております。その専門的知識、見識を活かし、会計と税務の実務家としての客観的な視点から当行のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。昨年6月の当行定時株主総会において選任され、監査等委員である社外取締役に就任いただいております。
福家 聖剛	株式会社大氣社 社外監査役	福家氏は、明治安田生命保険相互会社の取締役執行役副社長を務める等、豊富なビジネス経験を有されております。同社役員としての経営経験を通じて培った幅広い知識、見識を活かし、当行のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。昨年6月に選任され、監査等委員である社外取締役に就任いただいております。
中島 隆太	公益財団法人損保ジャパ ン日本興亜美術財団 専務理事 東郷青児記念損保ジャパ ン日本興亜美術館館長	中島氏は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社の常務執行役員を務める等、豊富なビジネス経験を有されております。同社役員としての経営経験を通じて培った幅広い知識、見識を活かし、当行のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。昨年6月に選任され、監査等委員である社外取締役に就任いただいております。

会社と会社の社外取締役との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係の概要
 当行と社外取締役との間には、記載すべき利害関係はありません。

社外取締役との責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外取締役と締結しております。

種類株式の議決権

当行の優先株式の議決権につきましては、「優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないとき（ただし、事業年度終了後定時株主総会までに優先配当金を受ける旨の株主総会または当行定款の規定に基づく取締役会の決議がなされた場合は除く）はその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の株主総会または当行定款の規定に基づく取締役会の決議がある時までは議決権を有する。」旨定款に規定しております。第一種及び第三種から第六種までの優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配に関して普通株式に優先する代わりに、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。（なお、当行が発行している優先株式は、第一回第一種優先株式及び第二回第三種優先株式であり、第四種から第六種までの優先株式は発行していません）

役員報酬の内容

当行の役員区分ごとの報酬額は、以下のとおりであります。

役員区分	対象となる役員の員数 (人)	金額(百万円)
監査等委員以外の取締役(社外取締役を除く)	7	287
監査等委員である取締役(社外取締役を除く)	2	45
監査役(社外監査役を除く)	2	10
社外役員	5	63

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	100	57	101	53
連結子会社	15	0	15	-
計	115	57	116	53

(注) 「監査公認会計士等」とは、開示府令第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等であります。なお、上記報酬の内容は、当行の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人に対する報酬であります。

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当行の一部の連結子会社は、当行の監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young Global Limited)に属している他の監査公認会計士等に対して、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

当連結会計年度

当行の一部の連結子会社は、当行の監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young Global Limited)に属している他の監査公認会計士等に対して、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、米国公認会計士協会保証業務基準書に基づく内部統制に対する保証業務等であります。

当連結会計年度

当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、米国公認会計士協会保証業務基準書に基づく内部統制に対する保証業務等であります。

【監査報酬の決定方針】

当行の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査等委員会の同意のもと適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容把握や変更等について適切に対応するために、公益財団法人財務会計基準機構、一般社団法人全国銀行協会及び一般社団法人信託協会等の関係諸団体へ加入し情報収集を図るとともに、同機構等の行う研修に参加しております。また、重要な会計基準の変更等については、取締役会等へ適切に付議・報告を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
現金預け金	1,756,279	1,829,921
コールローン及び買入手形	6,956	2,869
債券貸借取引支払保証金	113,046	220,934
買入金銭債権	9,196	7,989
特定取引資産	90,487	79,551
金銭の信託	3,286	3,199
有価証券	1,812,322,937	1,811,104,284
貸出金	3,409,239	3,409,239
外国為替	2,596	2,268
その他資産	899,662	8186,922
有形固定資産	27,468	25,371
建物	11,835	10,850
土地	11,176	10,207
リース資産	773	631
建設仮勘定	1	-
その他の有形固定資産	3,681	3,680
無形固定資産	51,354	52,182
ソフトウェア	15,411	12,407
のれん	15,440	14,617
リース資産	59	60
その他の無形固定資産	20,442	25,097
退職給付に係る資産	58,145	77,265
繰延税金資産	739	601
支払承諾見返	23,922	20,082
貸倒引当金	5,830	2,714
資産の部合計	6,793,163	7,019,969
負債の部		
預金	83,432,498	83,475,192
譲渡性預金	327,620	472,180
コールマネー及び売渡手形	242,493	469,882
売現先勘定	867,320	853,135
債券貸借取引受入担保金	8310,303	8180,728
特定取引負債	83,683	69,367
借入金	8372,578	8387,490
社債	1210,000	1210,000
信託勘定借	1,272,149	1,134,182
その他負債	45,966	88,858
賞与引当金	3,414	3,608
変動報酬引当金	413	511
退職給付に係る負債	1,048	1,178
役員退職慰労引当金	154	235
睡眠預金払戻損失引当金	1,496	1,913
繰延税金負債	15,013	25,767
支払承諾	23,922	20,082
負債の部合計	6,210,077	6,394,316

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
純資産の部		
資本金	247,369	247,369
資本剰余金	15,587	15,587
利益剰余金	210,219	234,844
株主資本合計	473,176	497,801
その他有価証券評価差額金	95,796	100,066
繰延ヘッジ損益	1,654	1,624
為替換算調整勘定	1,514	1,308
退職給付に係る調整累計額	5,461	18,258
その他の包括利益累計額合計	104,426	121,257
非支配株主持分	5,484	6,594
純資産の部合計	583,086	625,653
負債及び純資産の部合計	6,793,163	7,019,969

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
経常収益	237,362	249,051
信託報酬	50,074	54,818
資金運用収益	40,517	44,293
貸出金利息	25,726	25,339
有価証券利息配当金	12,572	14,074
コールローン利息及び買入手形利息	68	265
債券貸借取引受入利息	22	23
預け金利息	2,098	1,959
その他の受入利息	31	2,630
役務取引等収益	89,340	97,484
特定取引収益	1,180	954
その他業務収益	14,485	4,367
その他経常収益	41,762	47,133
貸倒引当金戻入益	1,161	3,094
償却債権取立益	260	262
その他の経常収益	¹ 40,340	¹ 43,775
経常費用	171,975	183,684
資金調達費用	10,331	12,916
預金利息	1,282	1,313
譲渡性預金利息	67	39
コールマネー利息及び売渡手形利息	736	810
売現先利息	982	1,305
債券貸借取引支払利息	1,489	2,499
借用金利息	924	2,232
社債利息	223	224
その他の支払利息	4,626	4,490
役務取引等費用	27,777	31,280
特定取引費用	0	60
その他業務費用	5,527	10,717
営業経費	107,704	106,246
その他経常費用	² 20,634	² 22,463
経常利益	65,386	65,366
特別利益	-	270
固定資産処分益	-	270
特別損失	1,728	1,131
固定資産処分損	244	267
減損損失	³ 1,483	864
税金等調整前当期純利益	63,657	64,506
法人税、住民税及び事業税	18,664	15,927
法人税等調整額	1,377	329
法人税等合計	17,286	16,257
当期純利益	46,371	48,248
非支配株主に帰属する当期純利益	1,017	908
親会社株主に帰属する当期純利益	45,353	47,340

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益	46,371	48,248
その他の包括利益	11,635	17,037
その他有価証券評価差額金	1,691	4,430
繰延ヘッジ損益	1,152	30
為替換算調整勘定	529	205
退職給付に係る調整額	12,703	12,842
包括利益	58,006	65,286
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	56,787	64,171
非支配株主に係る包括利益	1,219	1,114

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	247,369	15,597	185,425	448,393
当期変動額				
剰余金の配当			20,499	20,499
親会社株主に帰属する当期純利益			45,353	45,353
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		10		10
会社分割による減少			61	61
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	10	24,793	24,782
当期末残高	247,369	15,587	210,219	473,176

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調整 勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
当期首残高	97,710	501	2,044	7,262	92,992	5,954	547,340
当期変動額							
剰余金の配当							20,499
親会社株主に帰属する当期純利益							45,353
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							10
会社分割による減少							61
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,913	1,152	529	12,724	11,433	470	10,962
当期変動額合計	1,913	1,152	529	12,724	11,433	470	35,745
当期末残高	95,796	1,654	1,514	5,461	104,426	5,484	583,086

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	247,369	15,587	210,219	473,176
当期変動額				
剰余金の配当			22,715	22,715
親会社株主に帰属する当期純利益			47,340	47,340
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	24,624	24,624
当期末残高	247,369	15,587	234,844	497,801

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	95,796	1,654	1,514	5,461	104,426	5,484	583,086
当期変動額							
剰余金の配当							22,715
親会社株主に帰属する当期純利益							47,340
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,269	30	205	12,797	16,831	1,110	17,941
当期変動額合計	4,269	30	205	12,797	16,831	1,110	42,566
当期末残高	100,066	1,624	1,308	18,258	121,257	6,594	625,653

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	63,657	64,506
減価償却費	8,259	7,212
減損損失	1,483	864
のれん償却額	823	823
持分法による投資損益（は益）	78	72
貸倒引当金の増減（）	1,154	3,116
賞与引当金の増減額（は減少）	239	193
変動報酬引当金の増減額（は減少）	11	98
退職給付に係る資産の増減額（は増加）	353	608
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	93	129
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	189	81
睡眠預金払戻損失引当金の増減（）	383	417
資金運用収益	40,517	44,293
資金調達費用	10,331	12,916
有価証券関係損益（）	36,305	21,859
金銭の信託の運用損益（は運用益）	195	237
為替差損益（は益）	15,603	2,265
固定資産処分損益（は益）	244	3
特定取引資産の純増（）減	36,817	10,936
特定取引負債の純増減（）	37,800	14,315
貸出金の純増（）減	165,538	86,324
預金の純増減（）	329,891	44,628
譲渡性預金の純増減（）	21,450	144,560
借入金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（）	5,623	14,912
預け金（中央銀行預け金を除く）の純増（）減	5,742	1,327
コールローン等の純増（）減	2,726	5,294
債券貸借取引支払保証金の純増（）減	102,923	107,888
コールマネー等の純増減（）	920,665	213,203
債券貸借取引受入担保金の純増減（）	110,409	129,575
外国為替（資産）の純増（）減	1,079	327
外国為替（負債）の純増減（）	0	-
信託勘定借の純増減（）	252,594	137,966
資金運用による収入	40,164	44,093
資金調達による支出	8,487	14,093
その他	6,082	91,505
小計	126,583	85,725
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	23,001	19,476
営業活動によるキャッシュ・フロー	149,584	105,201

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	2,918,102	1,689,619
有価証券の売却による収入	2,953,416	1,816,260
有価証券の償還による収入	182,704	84,448
金銭の信託の増加による支出	1,000	1,222
金銭の信託の減少による収入	293	1,314
有形固定資産の取得による支出	2,131	1,316
無形固定資産の取得による支出	21,317	16,602
有形固定資産の売却による収入	-	946
無形固定資産の売却による収入	6,822	7,639
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による 支出	27,415	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	173,270	201,848
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	20,499	22,715
非支配株主への配当金の支払額	4	4
子会社の自己株式の取得による支出	1,695	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,199	22,719
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,145	28
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,659	73,898
現金及び現金同等物の期首残高	1,664,228	1,660,569
現金及び現金同等物の期末残高	1,660,569	1,734,467

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 12社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(連結の範囲の変更)

株式会社みずほ年金研究所は清算により、子会社に該当しないことになったことから、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 2社

日本株主データサービス株式会社

日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 2社

3月末日 10社

(2) 連結財務諸表の作成に当たっては、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、その他有価証券については、原則として、国内株式は連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外は連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、建物については主として定額法、その他については主として定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：3年～50年

その他：2年～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行及び一部の連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に算定した予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当金として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、当連結会計年度末におけるその金額は679百万円(前連結会計年度末は1,269百万円)であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 変動報酬引当金の計上基準

変動報酬引当金は、当行の役員及び執行役員に対する報酬のうち変動報酬として支給する業績給及び株式報酬の支払いに備えるため、当連結会計年度の変動報酬に係る基準額に基づく支給見込額を計上しております。

- (9) 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (11) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。
なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
- (13) 重要なヘッジ会計の方法
(イ) 金利リスク・ヘッジ
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。
小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）を適用しております。
ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。
() 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。
() キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。
個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。
- (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。
- (ハ) 連結会社間取引等
デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。
- (14) のれんの償却方法及び償却期間
のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。なお、金額に重要性が乏しいのれんについては、発生年度に全額償却しております。

(15) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。

(16) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic 606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

当行は、当該会計基準等を平成33年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1. 関連会社の株式の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
	3,229百万円	3,301百万円

2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
	112,483百万円	221,059百万円

3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
破綻先債権額	36百万円	40百万円
延滞債権額	4,425百万円	3,443百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	-百万円	-百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
貸出条件緩和債権額	7,718百万円	1,873百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
合計額	12,180百万円	5,358百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
	150百万円	167百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	625,515百万円	480,020百万円
貸出金	251,366 "	277,621 "
計	876,881 "	757,641 "
担保資産に対応する債務		
預金	2,218 "	1,030 "
売現先勘定	67,320 "	53,135 "
債券貸借取引受入担保金	310,303 "	180,728 "
借入金	372,578 "	387,490 "

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
有価証券	86,047百万円	305百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、保証金及び金融商品等差入担保金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
先物取引差入証拠金	2,516百万円	2,524百万円
保証金	8,503百万円	8,442百万円
金融商品等差入担保金等	18,631百万円	115,178百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
融資未実行残高	1,447,605百万円	1,411,036百万円
うち原契約期間が1年以内のも の又は任意の時期に無条件で取 消可能なもの	1,153,058百万円	1,143,291百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
減価償却累計額	34,019百万円	34,308百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
圧縮記帳額	1,003百万円	877百万円

12. 社債は全額劣後特約付社債であります、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
劣後特約付社債	10,000百万円	10,000百万円

13. 元本補てん契約のある信託の元本金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
金銭信託	758,734百万円	831,144百万円

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
株式等売却益	29,359百万円	29,666百万円

2. 「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
システム移行関連費用	1,291百万円	1,570百万円
株式等売却損	1,619百万円	1,513百万円

3. 前連結会計年度の「減損損失」には、以下の資産についての損失を計上しております。

地域	用途	種類	減損損失
首都圏	社宅(2物件)	土地、建物	1,483百万円

上記の社宅については、閉鎖を決定したことにより、物件毎に資産をグルーピングし、回収可能価額が帳簿価額に満たない部分を減損損失としております。当該減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。また、正味売却価額は、鑑定評価額等に基づき算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	34,403	31,255
組替調整額	37,836	21,920
税効果調整前	3,432	9,335
税効果額	1,741	4,905
その他有価証券評価差額金	1,691	4,430
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	1,640	2,507
組替調整額	20	2,550
税効果調整前	1,661	43
税効果額	508	13
繰延ヘッジ損益	1,152	30
為替換算調整勘定		
当期発生額	1,366	205
組替調整額	710	-
税効果調整前	656	205
税効果額	126	-
為替換算調整勘定	529	205
退職給付に係る調整額		
当期発生額	12,986	14,452
組替調整額	5,314	4,059
税効果調整前	18,301	18,512
税効果額	5,597	5,669
退職給付に係る調整額	12,703	12,842
その他の包括利益合計	11,635	17,037

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,914,784	-	-	7,914,784	
第一回第一種優先株式	155,717	-	-	155,717	
第二回第三種優先株式	800,000	-	-	800,000	
合計	8,870,501	-	-	8,870,501	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
第一回第一種優先株式	155,717	-	-	155,717	
第二回第三種優先株式	800,000	-	-	800,000	
合計	955,717	-	-	955,717	

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月12日取締役会	普通株式	20,499	2.59	平成28年3月31日	平成28年6月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年5月12日 取締役会	普通株式	22,715	利益剰余金	2.87	平成29年3月31日	平成29年6月2日

当連結会計年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,914,784	-	-	7,914,784	
第一回第一種優先株式	155,717	-	-	155,717	
第二回第三種優先株式	800,000	-	-	800,000	
合計	8,870,501	-	-	8,870,501	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
第一回第一種優先株式	155,717	-	-	155,717	
第二回第三種優先株式	800,000	-	-	800,000	
合計	955,717	-	-	955,717	

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成29年 5月12日取締役会	普通株式	22,715	2.87	平成29年 3月31日	平成29年 6月 2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成30年 5月14日 取締役会	普通株式	23,744	利益剰余金	3.00	平成30年 3月31日	平成30年 6月 1日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金預け金勘定	1,756,279百万円	1,829,921百万円
中央銀行預け金を除く預け金	95,710 "	95,453 "
現金及び現金同等物	<u>1,660,569 "</u>	<u>1,734,467 "</u>

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借手側)

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、什器・備品であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内	3,312	3,341
1年超	6,369	3,357
合計	9,682	6,699

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

信託銀行業を中心とする当行グループは、資金調達サイドにおいて取引先からの預金や市場調達等の金融負債を有する一方、資金運用サイドにおいては取引先に対する貸出金や株式及び債券等の金融資産を有しており、一部の金融商品についてはトレーディング業務を行っております。

これらの業務に関しては、金融商品ごとのリスクに応じた適切な管理を行いつつ、長短バランスやリスク諸要因に留意した取組みを行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する主な金融資産は、取引先に対する貸出金や、国債、株式などの有価証券です。これらの金融資産は、貸出先や発行体の財務状況の悪化等により、金融資産の価値が減少又は消失し損失を被るリスク（信用リスク）、金利・株価・為替等の変動により資産価値が減少し損失を被るリスク（市場リスク）及び、市場の混乱等で市場において取引ができなくなる、又は通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）に晒されております。

また、金融負債として、主に預金により安定的な資金を調達しているほか、金融市場からの資金調達を行っております。これらの資金調達手段は、市場の混乱や当行グループの財務内容の悪化等により、必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利で資金調達が余儀なくされることにより損失を被るリスク（流動性リスク）があります。

このほか、当行グループが保有する金融資産・負債に係る金利リスクコントロール（ALM）として、金利リスクを共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、これらのヘッジ（キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェア・バリュー・ヘッジの）手段として金利スワップ取引などのデリバティブ取引を使用しております。ALM目的として保有するデリバティブ取引の大宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の金利リスク又は、キャッシュ・フローの変動がヘッジ手段により、高い程度で相殺されることを定期的に検証することによって行っております。なお、デリバティブ取引は、トレーディング目的としても保有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

リスク管理への取り組み

当行グループでは、経営の健全性・安全性を確保しつつ企業価値を高めていくために、業務やリスクの特性に応じてそのリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題の1つとして認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでおります。

当行では、各種リスクの明確な定義、適切なリスク管理を行うための態勢の整備と人材の育成、リスク管理態勢の有効性及び適切性の監査の実施等を内容とした、当行グループ全体に共通するリスク管理の基本方針を取締役会において制定しております。当行グループは、この基本方針に則り様々な手法を活用してリスク管理の高度化を図る等、リスク管理の強化に努めております。

総合的なリスク管理

当行グループでは、当行グループが保有する様々な金融資産・負債が晒されているリスクを、リスクの要因別に「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナルリスク」等に分類し、各リスクの特性に応じた管理を行っております。

また、各リスク単位での管理に加え、リスクを全体として把握・評価し、必要に応じて定性・定量それぞれの面から適切な対応を行い、経営として許容できる範囲にリスクを制御していく、総合的なリスク管理態勢を構築しております。

具体的には、リスク単位毎にリスクキャピタルを配賦し、リスク上限としてリスク制御を行うとともに、当行グループ全体として保有するリスクが当行グループの財務体力を超えないように経営としての許容範囲にリスクを制御しております。当行は、この枠組みのもとで経営の健全性を確保するためにリスクキャピタルの使用状況を定期的にモニタリングし、取締役会等で報告をしております。

信用リスクの管理

当行では、取締役会が信用リスク管理に関する重要な事項を決定しております。また、経営政策委員会である「BSリスクマネジメント委員会」や「クレジット委員会」において、当行グループのクレジットポートフォリオ運営、与信先に対する取引方針等について総合的に審議・調整を行っております。

当行グループの信用リスク管理は、相互に補完する2つのアプローチによって実施しております。1つは、信用リスクの顕在化により発生する損失を制御するために、取引先の信用状態の調査を基に、与信実行から回収までの過程を個別案件ごとに管理する「与信管理」です。もう1つは、信用リスクを把握し適切に対応するために、信用リスク顕在化の可能性を統計的な手法で把握する「クレジットポートフォリオ管理」です。

クレジットポートフォリオ管理方法としては、統計的な手法によって今後1年間に予想される平均的な損失額(=信用コスト)、一定の信頼区間における最大損失額(=信用V A R)、及び信用V A Rと信用コストとの差額(=信用リスク量)を計測し、保有ポートフォリオから発生する損失の可能性を管理しております。また、信用リスク量を特定企業又は企業グループへの与信集中の結果発生する「与信集中リスク」と業種等への与信集中の結果発生する「連鎖デフォルトリスク」に分解し、それぞれのリスクを制御するために各種ガイドラインを設定するなど適切な管理を行っております。

リスク管理グループ長は、信用リスク管理の企画運営に関する事項を所管しております。与信企画部は、与信管理の企画・運営並びに信用リスクの計測・モニタリング等を行っております。審査グループ長は、審査に関する事項を所管し、主に個別与信の観点から信用リスク管理を行っております。審査担当各部署は、当行で定めた権限体系に基づき、取引先の審査、管理、回収等に関する事項につき、方針の決定や個別案件の決裁を行っております。また、業務部門から独立した内部監査グループの業務監査部において、信用リスク管理の適切性等を検証しております。

市場リスクの管理

当行では、取締役会が市場リスク管理に関する重要事項を決定しております。また、市場リスク管理に関する経営政策委員会として「BSリスクマネジメント委員会」を設置し、A L M運営・リスク計画・市場リスク管理に関する事項、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等、総合的に審議等を行っております。さらに、市場性業務に関しては、フロントオフィス(市場部門)やバックオフィス(事務管理部門)から独立したミドルオフィス(リスク管理専担部署)を設置し相互に牽制が働く態勢としております。

リスク管理グループ長は市場リスク管理の企画運営全般に関する事項を所管しております。リスク統括部は、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等の実務を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行っております。リスク統括部は、当行グループ全体の市場リスク状況を把握・管理するとともに、社長への日次報告や、取締役会及び経営会議等に対する定期的な報告を行っております。

市場リスクの管理方法としては、配賦リスクキャピタルに対応した諸リミット等を設定し制御しております。なお、市場リスクの配賦リスクキャピタルの金額は、V A Rとポジションをクローズするまでに発生する追加的なリスクを対象としております。トレーディング業務及びバンキング業務については、V A Rによる限度及び損失に対する限度を設定しております。また、バンキング業務等については、必要に応じ、金利感応度等を用いたポジション枠を設定しております。

このようにV A Rに加えて、取引実態に応じて10B P V(ベースポイントバリュー)等のリスク指標の管理、ストレステストの実施、損失限度等により、V A Rのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく管理しております。

市場リスクの状況

・バンキング業務

当行グループのバンキング業務における市場リスク量（V A R）の状況は以下のとおりとなっております。

バンキング業務のV A Rの状況

（単位：億円）

	前連結会計年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
年度末日	174	197
最大値	306	244
最小値	145	136
平均値	219	173

〔バンキング業務の定義〕

トレーディング業務及び政策保有株式（政策的に保有していると認識している株式及びその関連取引）以外の取引で主として以下の取引

（ア）預金・貸出等及びそれに係る資金繰りと金利リスクのヘッジのための取引

（イ）株式（除く政策保有株式）、債券、投資信託等に対する投資とそれらに係る市場リスクのヘッジ取引

なお、流動性預金についてコア預金を認定し、これを市場リスク計測に反映しております。

〔バンキング業務のV A Rの計測手法〕

V A R：ヒストリカルシミュレーション法

定量基準： 信頼区間 片側99% 保有期間 1ヵ月 観測期間 3年

・トレーディング業務

当行グループのトレーディング業務における市場リスク量（V A R）の状況は以下のとおりとなっております。

トレーディング業務のV A Rの状況

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
年度末日	7	10
最大値	90	81
最小値	4	5
平均値	33	30

〔トレーディング業務の定義〕

（ア）短期の転売を意図して保有される取引

（イ）現実の又は予想される短期の価格変動から利益を得ることや裁定取引による利益を確定することを意図して保有される取引

（ウ）（ア）と（イ）の両方の側面を持つ取引

（エ）顧客間の取引の取次ぎ業務やマーケット・メイキングを通じて保有する取引

〔トレーディング業務のV A Rの計測手法〕

V A R：ヒストリカルシミュレーション法

定量基準： 信頼区間 片側99% 保有期間 1日 観測期間 3年

・政策保有株式

政策保有株式についても、バンキング業務やトレーディング業務と同様に、V A R及びリスク指標などに基づく市場リスク管理を行っております。当連結会計年度末における政策保有株式のリスク指標（株価指数T O P I X 1 %の変化に対する感応度）は21億円（前連結会計年度末は20億円）です。

< V A Rによるリスク管理 >

V A Rは、市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで、保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、統計的な仮定に基づく市場リスク計測手法です。そのため、V A Rの使用においては、一般的に以下の点を留意する必要があります。

- ・ V A Rの値は、保有期間・信頼区間の設定方法、計測手法によって異なること。
- ・ 過去の市場の変動をもとに推計したV A Rの値は、必ずしも実際の発生する最大損失額を捕捉するものではないこと。
- ・ 設定した保有期間内で、保有するポートフォリオの売却、あるいはヘッジすることを前提としているため、市場の混乱等で市場において十分な取引ができなくなる状況では、V A Rの値を超える損失額が発生する可能性があること。
- ・ 設定した信頼区間を上回る確率で発生する損失額は捉えられていないこと。

また、当行グループでV A Rの計測手法として使用しているヒストリカルシミュレーション法は、リスクファクターの変動及びポートフォリオの時価の変動が過去の経験分布に従うことを前提としております。そのため、前提を超える極端な市場の変動が生じやすい状況では、リスクを過小に評価する可能性があります。

当行グループでは、V A Rによる市場リスク計測の有効性をV A Rと損益を比較するバックテストにより定期的に確認するとともに、V A Rに加えて、リスク指標の管理、ストレステストの実施、損失限度等により、V A Rのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく把握し、厳格なリスク管理を行っていることを認識しております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループの流動性リスク管理態勢は、基本的に前述「市場リスクの管理」の市場リスク管理態勢と同様ですが、これに加え、グローバルマーケット部門長が資金繰り管理の企画運営に関する事項を所管し、資金証券部が、資金繰り運営状況の把握・調整等を担い、資金繰り管理に関する企画立案・推進を行っております。資金繰りの状況等については、B Sリスクマネジメント委員会、経営会議及び社長に報告しております。

流動性リスクの計測は、市場からの資金調達に関する上限額等、資金繰りに関する指標を用いております。流動性リスクにかかるリミット等は、B Sリスクマネジメント委員会での審議を経て決定しております。さらに、資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、及び「懸念時」・「危機時」の対応について定めております。これに加え、当行グループの資金繰りに影響を与える緊急事態が発生した際に、迅速な対応を行うことができる態勢を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金（*1）	1,756,269	1,756,269	-
(2) コールローン及び買入手形（*1）	6,954	6,954	-
(3) 債券貸借取引支払保証金	113,046	113,046	-
(4) 買入金銭債権（*1）	9,194	9,197	3
(5) 特定取引資産			
売買目的有価証券	38	38	-
(6) 金銭の信託	3,286	3,286	-
(7) 有価証券			
其他有価証券	1,216,172	1,216,172	-
(8) 貸出金	3,322,914		
貸倒引当金（*1）	5,739		
	3,317,174	3,342,259	25,084
資産計	6,422,137	6,447,225	25,087
(1) 預金	3,432,498	3,431,639	858
(2) 譲渡性預金	327,620	327,620	-
(3) コールマネー及び売渡手形	242,493	242,493	-
(4) 売現先勘定	67,320	67,320	-
(5) 債券貸借取引受入担保金	310,303	310,303	-
(6) 借入金	372,578	372,578	-
(7) 社債	10,000	10,744	744
(8) 信託勘定借	1,272,149	1,272,149	-
負債計	6,034,963	6,034,848	114
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	9,654		
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,893)		
貸倒引当金（*1）	6		
デリバティブ取引計	6,754	6,754	-

（*1） 貸出金及びデリバティブ取引に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2） 特定取引資産・負債及び其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金 (* 1)	1,829,914	1,829,914	-
(2) コールローン及び買入手形 (* 1)	2,868	2,868	-
(3) 債券貸借取引支払保証金	220,934	220,934	-
(4) 買入金銭債権 (* 1)	7,988	7,990	1
(5) 特定取引資産			
売買目的有価証券	30	30	-
(6) 金銭の信託	2,473	2,473	-
(7) 有価証券			
その他有価証券	1,083,797	1,083,797	-
(8) 貸出金	3,409,239		
貸倒引当金 (* 1)	2,617		
	3,406,621	3,426,882	20,260
資産計	6,554,628	6,574,891	20,262
(1) 預金	3,475,192	3,473,478	1,714
(2) 譲渡性預金	472,180	472,180	-
(3) コールマネー及び売渡手形	469,882	469,882	-
(4) 売現先勘定	53,135	53,135	-
(5) 債券貸借取引受入担保金	180,728	180,728	-
(6) 借入金	387,490	387,490	-
(7) 社債	10,000	10,552	552
(8) 信託勘定借	1,134,182	1,134,182	-
負債計	6,182,792	6,181,629	1,162
デリバティブ取引 (* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	12,689		
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,465)		
貸倒引当金 (* 1)	4		
デリバティブ取引計	10,218	10,218	-

(* 1) 貸出金及びデリバティブ取引に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(* 2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、主に約定期間が短期間(6ヵ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、及び(3) 債券貸借取引支払保証金

これらは、主に約定期間が短期間(6ヵ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 買入金銭債権

買入金銭債権については、約定期間が短期間(6ヵ月以内)であるものを除き、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額等(ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等)によっております。約定期間が短期間(6ヵ月以内)であるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格等によっております。

(6) 金銭の信託

金銭の信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(7) 有価証券

株式は取引所の価格、債券等は市場価格、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、合理的に算定された価額によっております。合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(8) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた現在価値を基礎に信用リスク等を考慮して時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2) 譲渡性預金、(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び(5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、主に約定期間が短期間(6ヵ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金の時価は、原則として、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、主に約定期間が短期間(6ヵ月以内)であるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格のある社債は市場価格によっており、市場価格のない社債は元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(8) 信託勘定借

当行の信託勘定借は、当行が受託した信託金を当行の銀行勘定で運用する取引によるものであり、その性質は、要求払預金に近似していると考えられるため、帳簿価額を時価とみなしております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6)金銭の信託」及び「資産(7)其他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
非上場株式(*1)	11,739	11,703
組合出資金等(*2)	5,024	8,783
その他	-	725
合計(*3)	16,764	21,213

(*1) 非上場株式(外国株式及び関係会社株式を含む)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金等のうち、組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 前連結会計年度において、3百万円減損処理を行っております。
 当連結会計年度において、59百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,740,941	-	0	-	-	-
コールローン及び買入手形	6,956	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	113,046	-	-	-	-	-
買入金銭債権	3,462	1,503	1,178	997	1,199	855
有価証券(*1)						
その他有価証券のうち満期があるもの	105,344	286,915	114,452	75,347	206,432	53,878
うち国債	89,700	260,000	65,000	230	80,000	-
地方債	-	1,406	1,438	-	-	-
社債	7,200	23,170	18,428	6,898	10,395	-
外国証券	8,421	561	28,050	68,082	115,684	53,878
その他	21	1,778	1,536	137	352	0
貸出金(*2)	806,374	959,070	617,682	378,068	345,587	211,840
合計	2,776,125	1,247,489	733,313	454,413	553,218	266,574

(*1) 有価証券には、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券を含んでおります。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない13,461百万円、期間の定めのないもの830百万円は含めておりません。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,816,493	-	0	-	-	-
コールローン及び買入手形	2,869	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	220,934	-	-	-	-	-
買入金銭債権	3,024	1,317	1,070	900	1,677	-
有価証券（*1）						
その他有価証券のうち満期があるもの	190,465	243,898	32,004	16,083	144,904	36,567
うち国債	169,665	216,000	-	225	20,000	-
地方債	145	1,204	290	-	-	-
社債	593	25,731	17,618	14,469	12,338	-
外国証券	19,360	-	13,077	-	109,118	36,567
その他	701	962	1,018	1,389	3,448	-
貸出金（*2）	982,919	887,471	617,736	365,916	341,130	210,726
合計	3,216,707	1,132,686	650,811	382,900	487,712	247,294

（*1） 有価証券には、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券を含んでおります。

（*2） 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない2,642百万円、期間の定めのないもの695百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,911,153	439,306	82,037	-	-	-
譲渡性預金	327,620	-	-	-	-	-
コールマネー及び売渡手形	242,493	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	310,303	-	-	-	-	-
借入金	124,878	247,700	-	-	-	-
社債	-	-	10,000	-	-	-
信託勘定借	1,272,149	-	-	-	-	-
合計	5,188,599	687,006	92,037	-	-	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	3,004,192	371,263	99,736	-	-	-
譲渡性預金	352,180	120,000	-	-	-	-
コールマネー及び売渡手形	469,882	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	180,728	-	-	-	-	-
借入金	215,890	171,600	-	-	-	-
社債	-	10,000	-	-	-	-
信託勘定借	1,134,182	-	-	-	-	-
合計	5,357,056	672,863	99,736	-	-	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の一部を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	0	0

2. 満期保有目的の債券

該当ありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	224,068	95,495	128,572
	債券	265,621	264,585	1,035
	国債	210,643	210,029	614
	地方債	2,958	2,843	114
	社債	52,019	51,712	306
	その他	109,059	103,680	5,379
	外国証券	77,915	77,295	619
	買入金銭債権	-	-	-
	その他	31,144	26,384	4,759
	小計	598,749	463,761	134,987
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	8,608	11,460	2,851
	債券	301,988	303,586	1,597
	国債	287,690	289,214	1,523
	地方債	-	-	-
	社債	14,298	14,372	73
	その他	312,748	324,654	11,905
	外国証券	259,505	268,575	9,069
	買入金銭債権	5,922	5,922	-
	その他	47,320	50,156	2,836
	小計	623,346	639,701	16,354
合計	1,222,095	1,103,462	118,632	

(注) 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は、127百万円(損失)であります。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	217,443	83,603	133,839
	債券	296,824	295,173	1,650
	国債	235,379	234,286	1,093
	地方債	1,684	1,638	45
	社債	59,760	59,247	512
	その他	141,956	136,137	5,818
	外国証券	79,360	78,666	694
	買入金銭債権	-	-	-
	その他	62,595	57,471	5,123
	小計	656,223	514,915	141,308
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	11,752	15,197	3,444
	債券	186,801	187,385	584
	国債	175,345	175,890	544
	地方債	-	-	-
	社債	11,455	11,495	39
	その他	234,294	244,775	10,480
	外国証券	174,242	181,331	7,089
	買入金銭債権	5,274	5,274	-
	その他	54,777	58,169	3,391
	小計	432,847	447,358	14,510
合計	1,089,071	962,273	126,798	

(注) 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は、1,297百万円(損失)であります。

4. 連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

5. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	38,237	24,432	17
債券	1,332,723	3,460	1,230
国債	1,287,718	3,176	1,230
地方債	-	-	-
社債	45,004	283	-
その他	1,593,676	15,404	4,212
外国証券	1,486,489	10,653	4,187
買入金銭債権	-	-	-
その他	107,187	4,751	25
合計	2,964,638	43,297	5,460

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	28,199	20,008	12
債券	276,487	149	762
国債	262,044	17	762
地方債	1,252	47	-
社債	13,189	83	-
その他	1,499,057	13,607	11,069
外国証券	1,217,767	7,793	10,217
買入金銭債権	-	-	-
その他	281,289	5,813	852
合計	1,803,744	33,764	11,844

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価（原則として当該連結決算日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）することにしております。

前連結会計年度及び当連結会計年度における減損処理は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	3,286	3,286	-	-	-

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	3,199	3,199	-	-	-

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	118,760
その他有価証券	118,760
()繰延税金負債	22,492
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	96,268
()非支配株主持分相当額	471
その他有価証券評価差額金	95,796

(注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額127百万円(損失)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2. 時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	128,095
その他有価証券	128,095
()繰延税金負債	27,397
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	100,698
()非支配株主持分相当額	632
その他有価証券評価差額金	100,066

(注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額1,297百万円(損失)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2. 時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	9,207	6,992	4	4
	買建	5,520	-	2	2
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	6,116,954	4,768,397	83,752	83,752
	受取変動・支払固定	6,306,779	4,309,072	77,235	77,235
	受取変動・支払変動	571,310	450,310	226	226
内部取引	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	253,541	188,141	2,893	2,893
合計				9,634	9,634

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引及び内部取引については、割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	2,071	1,033	0	0
	買建	-	-	-	-
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,803,109	4,327,232	67,250	67,250
	受取変動・支払固定	5,970,029	4,042,742	57,269	57,269
	受取変動・支払変動	534,060	316,560	174	174
内部取引	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	296,487	260,000	2,465	2,465
合計				12,622	12,622

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引及び内部取引については、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成29年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	4,663	-	368	368
	買建	5,562	-	363	363
合計				4	4

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	3,766	-	13	13
	買建	30,106	-	13	13
合計				0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成29年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	株式指数先物オプション				
	買建	18,653	-	69	196
合計				69	196

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

大阪取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	2,120	-	7	7
	買建	844	-	0	0
	債券先物オプション				
	買建	4,955	-	32	5
合計				24	2

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

大阪取引所等における最終の価格によっております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	544	-	3	3
	買建	2,612	-	1	1
	債券先物オプション				
	買建	-	-	-	-
合計				2	2

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

大阪取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成29年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金、預金、 社債	253,541	188,141	2,893
合計					2,893

(注) 1. 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき、繰延ヘッジを適用しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金、預金、 社債	296,487	260,000	2,465
合計					2,465

(注) 1. 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき、繰延ヘッジを適用しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

該当ありません。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

- (1) 当行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けているほか、リスク分担型企業年金以外の確定拠出年金制度を設けております。
- (2) 国内連結子会社の一部は、規約型企業年金制度、リスク分担型企業年金以外の確定拠出年金制度及び退職一時金制度を設けております。
- (3) 当行は、企業年金基金制度及び退職一時金制度につきまして退職給付信託を設定しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	153,150	149,951
勤務費用	4,727	4,623
利息費用	459	573
数理計算上の差異の発生額	1,616	2,744
退職給付の支払額	6,751	6,697
その他	17	20
退職給付債務の期末残高	149,951	151,173

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。簡便法により算定した退職給付費用は、上表の「勤務費用」に含めております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	192,392	207,047
期待運用収益	3,340	2,963
数理計算上の差異の発生額	11,369	17,196
事業主からの拠出額	5,530	5,677
退職給付の支払額	5,732	5,772
その他	146	148
年金資産の期末残高	207,047	227,259

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
退職給付債務	149,951	151,173
年金資産	207,047	227,259
連結貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	57,096	76,086

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
退職給付に係る負債	1,048	1,178
退職給付に係る資産	58,145	77,265
連結貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	57,096	76,086

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
勤務費用	4,580	4,474
利息費用	459	573
期待運用収益	3,340	2,963
数理計算上の差異の費用処理額	5,314	4,059
その他	369	208
確定給付制度に係る退職給付費用	7,383	6,352

(注) 1. 企業年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
数理計算上の差異	18,301	18,512
合計	18,301	18,512

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
未認識数理計算上の差異	7,879	26,391
合計	7,879	26,391

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
国内株式	49.01%	51.21%
国内債券	19.89%	14.86%
外国株式	13.20%	11.49%
外国債券	4.94%	9.93%
生命保険会社の一般勘定	5.00%	4.61%
その他	7.96%	7.90%
合計	100.00%	100.00%

(注) 年金資産合計には、企業年金基金制度及び退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度52.44%、当連結会計年度55.10%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
割引率	0.02%～1.09%	0.02%～0.98%
長期期待運用収益率	主に1.47%～1.90%	主に1.20%～1.51%

3. 確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度134百万円、当連結会計年度140百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	2,136百万円	1,101百万円
有価証券有税償却	9,448	6,817
退職給付に係る資産及び負債	8,173	2,813
その他有価証券評価差額金	334	532
その他	7,412	8,328
繰延税金資産小計	27,505	19,593
評価性引当額	10,849	8,608
繰延税金資産合計	16,656	10,984
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	22,154	26,591
退職給付信託設定益	4,562	4,562
その他	4,213	4,996
繰延税金負債合計	30,929	36,150
繰延税金資産(負債)の純額	14,273百万円	25,165百万円

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました繰延税金資産の「繰越欠損金」は金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の「繰越欠損金」に表示していた274百万円は「その他」として組み替えております。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.8%	30.8%
(調整)		
評価性引当額の増減	4.8	7.3
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.9	1.0
その他	1.8	1.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.2%	25.2%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

みずほフィナンシャルグループ(以下、当グループ)は、持株会社の下で銀行・信託・証券を一体的に運営する当グループの特長と優位性を活かし、お客さまのニーズに即した最高の金融サービスを迅速に提供していくため、顧客セグメント別のカンパニー制を導入しております。

当行グループは、顧客セグメントに応じた「リテール・事業法人部門」「大企業・金融・公共法人部門」「グローバルマーケット部門」の3つの部門に分類して記載しております。

なお、それぞれの担当する業務は以下の通りです。

リテール・事業法人部門 : 国内の個人・中小企業・中堅企業のお客さまに向けた業務
大企業・金融・公共法人部門 : 国内の大企業法人・金融法人・公共法人のお客さまに向けた業務
グローバルマーケット部門 : 金利・エクイティ・クレジット等への投資業務等

以下の報告セグメント情報は、経営者が当行グループの各事業セグメントの業績評価に使用している内部管理報告に基づいており、その評価についてはグループ内の管理会計ルール・実務に則しております。

2. 報告セグメントごとの業務粗利益(信託勘定償却前)、業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)及び資産の金額の算定方法

以下の報告セグメントの情報は内部管理報告を基礎としております。

業務粗利益(信託勘定償却前)は、資金利益、信託報酬、役務取引等利益、特定取引利益及びその他業務利益の合計であります。

業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)は、業務粗利益(信託勘定償却前)から経費(除く臨時処理分)、持分法による投資損益及びその他(連結調整)を調整したものであります。

経営者が各セグメントの資産情報を資源配分や業績評価のために使用することはないことから、セグメント別資産情報は作成しておりません。

セグメント間の取引に係る業務粗利益(信託勘定償却前)は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの業務粗利益（信託勘定償却前）及び業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前）の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	みずほ信託銀行（連結）				
	リテール・事業 法人部門	大企業・金融・ 公共法人部門	グローバルマー ケッツ部門	その他 （注）2	
業務粗利益（信託勘定償却前）	49,500	59,700	26,100	16,662	151,962
経費（除く臨時処理分）	54,000	26,400	5,600	15,593	101,593
持分法による投資損益	-	-	-	78	78
その他	-	-	-	5,262	5,262
業務純益（信託勘定償却前、 一般貸倒引当金繰入前）	4,500	33,300	20,500	4,115	45,184

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、業務粗利益（信託勘定償却前）を記載しております。

2. 「その他」には各セグメント間の内部取引として消去すべきものが含まれております。

3. 平成29年4月より各セグメント及びその他間の配分方法を変更したことに伴い、上表につきましては、当該変更を反映させるための組替えを行っております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	みずほ信託銀行（連結）				
	リテール・事業 法人部門	大企業・金融・ 公共法人部門	グローバルマー ケッツ部門	その他 （注）2	
業務粗利益（信託勘定償却前）	53,400	68,100	17,500	7,943	146,943
経費（除く臨時処理分）	56,300	27,400	5,800	11,851	101,351
持分法による投資損益	-	-	-	72	72
その他	-	-	-	5,915	5,915
業務純益（信託勘定償却前、 一般貸倒引当金繰入前）	2,900	40,700	11,700	9,750	39,749

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、業務粗利益（信託勘定償却前）を記載しております。

2. 「その他」には各セグメント間の内部取引として消去すべきものが含まれております。

4. 報告セグメント合計額と連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

上記の内部管理報告に基づく報告セグメントの業務粗利益（信託勘定償却前）及び業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前）と連結損益計算書計上額は異なっており、差異調整は以下の通りです。

(1) 報告セグメントの業務粗利益（信託勘定償却前）の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
業務粗利益（信託勘定償却前）	151,962	146,943
信託勘定与信関係費用	-	-
その他経常収益	41,762	47,133
営業経費	107,704	106,246
その他経常費用	20,634	22,463
連結損益計算書の経常利益	65,386	65,366

(2) 報告セグメントの業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前）の合計額と連結損益計算書の税金等調整前当期純利益計上額

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前）	45,184	39,749
信託勘定与信関係費用	-	-
経費（臨時処理分）	6,110	4,895
不良債権処理額（含む一般貸倒引当金繰入額）	13	12
貸倒引当金戻入益等	1,161	3,094
株式等関係損益	27,429	29,302
特別損益	1,728	860
その他	2,265	1,872
連結損益計算書の税金等調整前当期純利益	63,657	64,506

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦における外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

2. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦における外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

2. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	みずほ信託銀行（連結）				
	リテール・事業 法人部門	大企業・金融・ 公共法人部門	グローバルマー ケッツ部門	その他	
減損損失	-	-	-	1,483	1,483

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	みずほ信託銀行（連結）				
	リテール・事業 法人部門	大企業・金融・ 公共法人部門	グローバルマー ケッツ部門	その他	
減損損失	-	-	-	864	864

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	みずほ信託銀行（連結）				
	リテール・事業 法人部門	大企業・金融・ 公共法人部門	グローバルマー ケッツ部門	その他	
当期償却額	-	-	-	823	823
当期末残高	-	-	-	15,440	15,440

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	みずほ信託銀行（連結）				
	リテール・事業 法人部門	大企業・金融・ 公共法人部門	グローバルマー ケッツ部門	その他	
当期償却額	-	-	-	823	823
当期末残高	-	-	-	14,617	14,617

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の所 有割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	1,404,065	銀行業務	-	金銭貸借関係 役員の兼任	資金の預入	36,358	現金預け金	36,358

(注) 1. 取引金額は、短期的な市場性の取引等であるため、期末残高を記載しております。

2. 約定利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の所 有割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	1,404,065	銀行業務	-	金銭貸借関係 役員の兼任	資金の預入	13,330	現金預け金	13,330

(注) 1. 取引金額は、短期的な市場性の取引等であるため、期末残高を記載しております。

2. 約定利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の所 有割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	1,404,065	銀行業務	-	金銭貸借関係 役員の兼任	資金の預入	43,276	現金預け金	43,276

(注) 1. 取引金額は、短期的な市場性の取引等であるため、期末残高を記載しております。

2. 約定利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の所 有割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	1,404,065	銀行業務	-	金銭貸借関係 役員の兼任	資金の預入	55,845	現金預け金	55,845

(注) 1. 取引金額は、短期的な市場性の取引等であるため、期末残高を記載しております。

2. 約定利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所(市場第一部)、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当ありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	72円97銭	78円21銭
1株当たり当期純利益金額	5円73銭	5円98銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	583,086	625,653
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	5,484	6,594
(うち非支配株主持分)	百万円	(5,484)	(6,594)
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	577,602	619,058
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	7,914,784	7,914,784

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	45,353	47,340
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	45,353	47,340
普通株式の期中平均株式数	千株	7,914,784	7,914,784

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
当行	期限付劣後 特約付社債	平成17年12月	10,000	10,000	2.24	なし	平成32年12月
合計			10,000	10,000			

(注) 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)			10,000		

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	372,578	387,490	0.74	
再割引手形	-	-	-	
借入金	372,578	387,490	0.74	平成30年6月～ 平成32年3月
リース債務	1,248	1,038	4.09	平成30年4月～ 平成44年12月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	215,890	171,600	-	-	-
リース債務(百万円)	325	263	174	109	59

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

記載すべき重要なものはありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
現金預け金	1,699,040	1,751,680
現金	15,334	13,425
預け金	1,683,706	1,738,255
コールローン	6,956	2,869
債券貸借取引支払保証金	113,046	220,934
買入金銭債権	9,196	7,989
特定取引資産	90,487	79,551
商品有価証券	38	30
特定取引有価証券派生商品	32	1
特定金融派生商品	90,416	79,519
金銭の信託	3,286	3,199
有価証券	1, 2, 8 1,253,105	1, 2, 8 1,091,950
国債	498,091	390,424
地方債	2,958	1,684
社債	66,317	71,216
株式	270,336	266,054
その他の証券	415,401	362,571
貸出金	3, 4, 5, 6, 8, 9 3,326,296	3, 4, 5, 6, 8, 9 3,433,750
割引手形	7,150	7,167
手形貸付	31,182	29,242
証書貸付	3,070,020	3,167,288
当座貸越	224,942	237,052
外国為替	2,596	2,268
外国他店預け	2,596	2,268
その他資産	83,804	171,731
未決済為替貸	-	0
前払費用	1,681	2,330
未収収益	20,669	22,754
先物取引差入証拠金	2,516	2,524
先物取引差金勘定	5	7
金融派生商品	5	123
金融商品等差入担保金	18,626	115,173
その他の資産	8,40,299	8,28,816
有形固定資産	10 23,617	10 21,762
建物	10,549	9,605
土地	10,153	9,185
建設仮勘定	1	-
その他の有形固定資産	2,913	2,972
無形固定資産	33,477	35,041
ソフトウェア	14,689	11,367
その他の無形固定資産	18,787	23,673
前払年金費用	49,230	49,592
支払承諾見返	23,887	20,056
貸倒引当金	4,779	1,850
資産の部合計	6,713,251	6,890,529

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
預金	8 3,387,390	8 3,406,588
当座預金	62,647	27,212
普通預金	810,657	548,490
通知預金	6,162	4,186
定期預金	2,464,954	2,791,391
その他の預金	42,969	35,308
譲渡性預金	327,620	472,180
コールマネー	242,493	469,882
売現先勘定	8 67,320	8 53,135
債券貸借取引受入担保金	8 310,303	8 180,728
特定取引負債	83,683	69,367
特定取引有価証券派生商品	7	4
特定金融派生商品	83,675	69,362
借入金	8 372,578	8 387,490
借入金	372,578	387,490
社債	11 10,000	11 10,000
信託勘定借	1,272,149	1,134,182
その他負債	36,173	78,418
未払法人税等	10,007	4,792
未払費用	9,408	8,856
前受収益	381	321
先物取引差金勘定	-	0
金融派生商品	10	54
金融商品等受入担保金	9,974	10,673
その他の負債	6,389	53,719
賞与引当金	1,976	2,097
変動報酬引当金	413	511
睡眠預金払戻損失引当金	1,496	1,913
繰延税金負債	9,692	13,646
支払承諾	23,887	20,056
負債の部合計	6,147,179	6,300,200

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
純資産の部		
資本金	247,369	247,369
資本剰余金	15,505	15,505
資本準備金	15,505	15,505
利益剰余金	205,013	226,570
利益準備金	27,427	31,970
その他利益剰余金	177,585	194,599
繰越利益剰余金	177,585	194,599
株主資本合計	467,888	489,445
その他有価証券評価差額金	96,529	99,258
繰延ヘッジ損益	1,654	1,624
評価・換算差額等合計	98,183	100,882
純資産の部合計	566,071	590,328
負債及び純資産の部合計	6,713,251	6,890,529

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
経常収益	198,028	205,671
信託報酬	50,075	54,819
資金運用収益	39,805	43,672
貸出金利息	25,817	25,388
有価証券利息配当金	12,259	13,731
コールローン利息	68	265
債券貸借取引受入利息	22	23
預け金利息	1,607	1,633
金利スワップ受入利息	-	2,550
その他の受入利息	30	79
役務取引等収益	58,874	65,373
受入為替手数料	324	292
その他の役務収益	58,550	65,081
特定取引収益	1,180	954
特定取引有価証券収益	121	-
特定金融派生商品収益	1,059	954
その他業務収益	14,483	4,103
外国為替売買益	-	3
国債等債券売却益	13,938	4,098
金融派生商品収益	525	-
その他の業務収益	19	1
その他経常収益	33,608	36,748
貸倒引当金戻入益	856	2,929
償却債権取立益	260	262
株式等売却益	30,643	29,663
金銭の信託運用益	195	237
その他の経常収益	1,651	3,654
経常費用	134,952	148,304
資金調達費用	10,221	12,595
預金利息	1,220	1,039
譲渡性預金利息	68	39
コールマネー利息	736	810
売現先利息	982	1,305
債券貸借取引支払利息	1,489	2,499
借入金利息	924	2,232
社債利息	223	224
金利スワップ支払利息	530	-
その他の支払利息	4,047	4,443
役務取引等費用	27,545	31,042
支払為替手数料	316	299
その他の役務費用	27,229	30,742
特定取引費用	0	60
商品有価証券費用	0	0
特定取引有価証券費用	-	60
その他業務費用	5,556	10,717
外国為替売買損	117	-
国債等債券売却損	5,368	10,331
金融派生商品費用	-	300
その他の業務費用	70	85

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業経費	86,723	87,276
その他経常費用	14,905	16,612
貸出金償却	2	1
株式等売却損	92	1,513
株式等償却	1	59
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	383	417
その他の経常費用	24,426	24,620
経常利益	63,075	57,366
特別利益	-	270
固定資産処分益	-	270
特別損失	1,722	1,028
固定資産処分損	239	164
減損損失	1,483	864
税引前当期純利益	61,352	56,609
法人税、住民税及び事業税	16,787	13,097
法人税等調整額	917	761
法人税等合計	15,870	12,336
当期純利益	45,482	44,272

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	247,369	15,505	15,505	23,327	156,763	180,091	442,965
当期変動額							
剰余金の配当				4,099	24,599	20,499	20,499
当期純利益					45,482	45,482	45,482
会社分割による減少					61	61	61
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	4,099	20,822	24,922	24,922
当期末残高	247,369	15,505	15,505	27,427	177,585	205,013	467,888

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	97,740	501	98,241	541,207
当期変動額				
剰余金の配当				20,499
当期純利益				45,482
会社分割による減少				61
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,210	1,152	57	57
当期変動額合計	1,210	1,152	57	24,864
当期末残高	96,529	1,654	98,183	566,071

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	247,369	15,505	15,505	27,427	177,585	205,013	467,888
当期変動額							
剰余金の配当				4,543	27,258	22,715	22,715
当期純利益					44,272	44,272	44,272
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	4,543	17,014	21,557	21,557
当期末残高	247,369	15,505	15,505	31,970	194,599	226,570	489,445

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	96,529	1,654	98,183	566,071
当期変動額				
剰余金の配当				22,715
当期純利益				44,272
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	2,729	30	2,699	2,699
当期変動額合計	2,729	30	2,699	24,256
当期末残高	99,258	1,624	100,882	590,328

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、原則として、国内株式は決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外は決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、建物については定額法を採用し、その他については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に算定した予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、当事業年度末におけるその金額は595百万円（前事業年度末は1,187百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 変動報酬引当金

変動報酬引当金は、役員及び執行役員に対する報酬のうち変動報酬として支給する業績給及び株式報酬の支払いに備えるため、当事業年度の変動報酬に係る基準額に基づく支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）による定額法に基づき按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
38,755百万円	38,530百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
50,262百万円	30,071百万円

現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は次のとおりであります。

前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
112,483百万円	221,059百万円

3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
破綻先債権額	16百万円	20百万円
延滞債権額	4,348百万円	3,301百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	-百万円	-百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
貸出条件緩和債権額	6,557百万円	1,024百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
合計額	10,922百万円	4,346百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
	150百万円	167百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	625,515百万円	480,020百万円
貸出金	251,366 "	277,621 "
計	876,881 "	757,641 "
担保資産に対応する債務		
預金	2,218 "	1,030 "
売現先勘定	67,320 "	53,135 "
債券貸借取引受入担保金	310,303 "	180,728 "
借入金	372,578 "	387,490 "

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
有価証券	85,804百万円	70百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
保証金	6,423百万円	6,397百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
融資未実行残高	1,459,826百万円	1,422,062百万円
うち原契約期間が1年以内のもの の又は任意の時期に無条件で取 消可能なもの	1,165,279百万円	1,154,317百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
圧縮記帳額	1,003百万円	877百万円

11. 社債は全額劣後特約付社債であります、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
劣後特約付社債	10,000百万円	10,000百万円

12. 元本補てん契約のある信託の元本金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
金銭信託	758,734百万円	831,144百万円

(損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」に計上した関係会社との取引金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
	1,958百万円	2,211百万円

2. 「その他の経常費用」には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
システム移行関連費用	1,423百万円	1,697百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式は、全て市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるもの
であります。貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
子会社株式	36,005	35,780
関連会社株式	2,750	2,750
合計	38,755	38,530

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	1,732百万円	764百万円
有価証券有税償却	11,113	8,483
退職給付引当金	10,833	11,204
その他有価証券評価差額金	334	532
その他	5,500	6,481
繰延税金資産小計	29,514	27,465
評価性引当額	11,680	9,292
繰延税金資産合計	17,833	18,173
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	21,664	25,925
退職給付信託設定益	4,562	4,562
繰延ヘッジ損益	729	716
その他	569	615
繰延税金負債合計	27,526	31,819
繰延税金資産(負債)の純額	9,692百万円	13,646百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.8%	30.8%
(調整)		
評価性引当額の増減	4.8	8.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.9	1.2
その他	0.5	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.9%	21.8%

【附属明細表】

当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	-	-	-	26,495	16,890	591	9,605
土地	-	-	-	9,185	-	-	9,185
その他の有形固定資産	-	-	-	11,083	8,110	643	2,972
有形固定資産計	-	-	-	46,763	25,001	1,234	21,762
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	77,812	66,444	5,524	11,367
その他の無形固定資産	-	-	-	23,673	-	-	23,673
無形固定資産計	-	-	-	101,485	66,444	5,524	35,041

(注) 1. 営業用以外の土地、建物は、貸借対照表科目では「その他の有形固定資産」に計上しております。

2. 「その他の無形固定資産」には、制作途中のソフトウェア等を計上しております。

3. 有形固定資産及び無形固定資産の金額は、資産総額の100分の1以下であるため、「当期首残高」、
「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	4,779	1,850	-	4,779	1,850
一般貸倒引当金	4,543	1,688	-	4,543	1,688
個別貸倒引当金	235	161	-	235	161
うち非居住者向け債権分	-	-	-	-	-
特定海外債権引当勘定	0	-	-	0	-
賞与引当金	1,976	2,097	1,976	-	2,097
変動報酬引当金	413	511	413	-	511
睡眠預金払戻損失引当金	1,496	1,913	-	1,496	1,913
計	8,665	6,373	2,390	6,275	6,373

(注) 当期減少額(その他)は、全て洗替による取崩額であります。

未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	10,007	10,982	16,163	33	4,792
未払法人税等	7,887	7,751	12,370	-	3,268
未払事業税	2,120	3,231	3,793	33	1,524

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	株券は発行していません。
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	-
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り・買増し	-
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	ありません。

(注) 当行定款第7条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当会社の全部の種類株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は金融商品取引法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券の発行者ではないため、該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第147期)(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

平成29年6月26日関東財務局長に提出

(2) 半期報告書及び確認書

事業年度(第148期中)(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

平成29年11月28日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月21日

みずほ信託銀行株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 信彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 慎一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月21日

みずほ信託銀行株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 信彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 慎一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第148期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。